

4 . 社会的養護の現状と動向について

児童福祉法等の一部を改正する法律概要

【趣 旨】

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等を踏まえ、家庭的保育事業等の新たな子育て支援サービスの創設、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実、仕事と生活の両立支援のための一般事業主行動計画の策定の促進など、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための所要の改正を行う。

【主な内容】

I 地域における次世代育成支援対策の推進

①新たな子育て支援サービスの創設（児童福祉法等の一部改正）

- 一定の質を確保しつつ、多様な主体による保育サービスの普及促進とすべての家庭における子育て支援の拡充を図るため、新たに家庭的保育事業（保育ママ）、すべての子どもを対象とした一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、養育支援訪問事業及び地域子育て支援拠点事業を法律上創設し、市町村におけるサービスの実施の促進等を図る。

②困難な状況にある子どもや家族に対する支援の強化（児童福祉法等の一部改正）

- 里親制度を社会的養護の受皿として拡充するため、養子縁組を前提としない里親（養育里親）を制度化し、一定の研修を要件とするなど里親制度を見直す。
- 家庭的な環境における子どもの養育を推進するため、虐待を受けた子ども等を養育者の住居において養育する事業（ファミリーホーム）を創設。
- 児童養護施設等の内部における虐待対策の強化のため、虐待を発見した者の通告義務等を設けるほか、地域における児童虐待対策の強化を行う。

③地域における子育て支援サービスの基盤整備（次世代育成支援対策推進法の一部改正）

- 働き方の見直しも踏まえた中長期的な子育て支援サービスの基盤整備を図るため、市町村の行動計画策定に当たり参酌すべき保育サービスの量等に関する標準を国において定める等の見直しを行う。

II 職場における次世代育成支援対策の推進

仕事と家庭の両立支援の促進（次世代育成支援対策推進法の一部改正）

- 仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけの対象範囲を従業員301人以上企業から従業員101人以上企業に拡大する。
- 一般事業主行動計画の公表・従業員への周知を計画の策定・届出義務のある企業に義務づける。

（施行期日）

- 原則として平成21年4月1日。（Iの③の行動計画策定指針の見直し等は21年3月、家庭的保育事業（保育ママ）の制度化等は平成22年4月1日、IIのうち一般事業主行動計画の対象範囲の拡大は平成23年4月1日）

社会的養護体制の拡充について

(1)「児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号)」等について

(第170回臨時国会へ提出、平成20年11月26日に可決成立、12月3日公布)

【社会的養護関連部分の主な内容】

- 里親制度の改正(21年4月施行)
- 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の創設(21年4月施行)
- 要保護児童対策地域協議会の機能強化(21年4月施行)
- 家庭支援機能の強化(21年4月施行)
- 年長児の自立支援策の見直し(21年4月施行)
- 施設内虐待(被措置児童等虐待)の防止(21年4月施行)
- その他(後期行動計画の策定(22年4月施行))

児童福祉法等の改正の具体的内容

(2)里親制度の改正等について

- 「養育里親」と「養子縁組を前提とした里親」を制度上区別
- 養育里親の研修等の義務化
- 都道府県における里親支援に関する業務の明確化

児童福祉法等の改正を踏まえた 平成21年度予算等による施策の具体的内容

- 養育里親手当、専門里親手当の引き上げ(平成21年度～)
 - ・養育里親手当の改善
月額 34,000円 → 72,000円
(2人目以降は1人あたり 36,000円)
 - ・専門里親手当の改善
月額 90,200円 → 123,000円
(2人目は 87,000円)
- 養育里親の研修カリキュラム、テキストの例を提示
- 里親支援機関事業の創設(平成20年度～)

児童福祉法等の改正の具体的内容

児童福祉法等の改正を踏まえた 平成21年度予算等による施策の具体的内容

(3)小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の創設について

- 5人以上の子どもを養育者の住居において養育する事業の創設
- 里親、施設と並ぶ子どもの養育の委託先として位置づけ

- 事業を実施する者に関する要件を設定
- 人員配置、設備等について基準を設定
- 都道府県の監督、支援体制の確保等、運営について規定
- 平成21年度予算により予算化
 - ・児童一人当たり単価
事務費…人件費、旅費、庁費、職員研修費、管理費など
概ね月額15万円程度(地域により異なる)
 - 事業費…一般生活費、教育費、医療費等里親と同様

(4)家庭支援機能の強化等について

- 児童家庭支援センターについて、施設附置要件を撤廃し、医療機関、NPO等における設置も可能とする
- 児童相談所における保護者指導を一定の要件を満たす者にも指導委託できることとする
- 地域における相談・支援体制の整備

- 児童家庭支援センターについて、100か所を目標に推進するとともに、心理療法担当職員の常勤化を図る
- 保護者指導支援事業の創設
- 児童相談所等の体制の強化
- 市町村における支援体制の整備
 - ・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等の子育て支援事業の推進
 - ・要保護児童対策地域協議会の機能強化、市町村に対する研修等の支援

児童福祉法等の改正の具体的内容

児童福祉法等の改正を踏まえた 平成21年度予算等による施策の具体的内容

(5) 児童福祉施設等におけるケアの充実について

- 現行の施設における専門機能の強化や自立支援策の強化を図る
- 施設における組織だったケアとそ
のための人材育成を進めることが
必要

- 施設の小規模化の推進
- 基幹的職員の配置
- 幼稚園費の創設
- 教育費の拡充
- 施設機能見直しの検討のための調査・分析

(6) 自立援助ホームの見直し等年長児の自立支援策の拡充について

- 児童自立生活援助事業(自立援
助ホーム)の見直し
 - ・都道府県に対する申込制の導入
 - ・対象年齢を20歳まで引き上げ
 - ・都道府県に対する事業の実施義
務化
 - ・より確実な財政的支援

- 児童自立生活援助事業について、平成21年度予算により、
児童入所施設措置費へ組入れ
 - ・児童一人当たり単価(定員6名の場合)
事業費…人件費、旅費、庁費、職員研修費、管理費など
概ね月額19万円程度(地域により異なる)
 - 事務費…一般生活費(概ね1万円程度)

- 地域生活・自立支援事業(モデル事業)の実施(平成20年度
～)
 - ・施設等を退所した児童への就業や相談等の地域支援

児童福祉法等の改正の具体的内容

児童福祉法等の改正を踏まえた 平成21年度予算等による施策の具体的内容

(7) 被措置児童等虐待の防止について

- 被措置児童等虐待の定義
- 外部へ知らせる仕組みと通告者の不利益取扱の禁止
- 都道府県の講じるべき措置の明確化
- 国による検証・調査研究、都道府県による状況等の公表

- 都道府県における具体的な対応方法について、国において被措置児童等虐待ガイドラインを作成
- 被措置児童等に対する周知リーフレットの例を提示

(8) 社会的養護体制の計画的整備について

- 後期行動計画の策定
・次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画における社会的養護の提供体制に関する事項の明確化

- 国の行動計画策定指針に社会的養護の提供量を見込む際に勘案事項を記載
- 平成20年10月に実施した、社会的養護ニーズ把握調査の結果等に基づき、国から提供量の見込み方については具体的な例を提示

社会的養護の現状について

里親制度	保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育を都道府県が里親に委託する制度	登録里親数	委託里親数	委託児童数
		7,934人	2,582人	3,633人

資料：福祉行政報告例 [平成19年度末現在]

	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立支援 施設	自立援助 ホーム
対象児童	乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数 (公立・私立)	121か所 (14か所・107か所)	564か所 (49か所・515か所)	31か所 (12か所・19か所)	58か所 (56か所・2か所)	46か所 (0か所・46か所)
児童定員	3,727人	33,917人	1,484人	4,036人	336人
児童現員	3,190人	30,846人	1,151人	1,889人	236人
職員総数	3,831人	14,641人	805人	1,799人	171人

資料：社会福祉施設等調査報告[平成19年10月1日現在]
自立援助ホームは連絡協議会調[平成19年12月1日現在]
(12月1日現在協議会に加入しているホームについて)

小規模グループケア	357カ所
地域小規模児童養護施設	146カ所

資料：小規模グループケア、地域小規模児童養護施設は家庭福祉課調[平成19年度]

里親制度の改正等

子育て中の世代や子育てを終えた世代等を含む誰もが、社会的養護体制の一翼を担うことができるよう、養子縁組を前提としない「養育里親」の普及啓発を進める。この際、その制度的な位置づけを明確化し、一定の社会的評価を得ながら養育を行うことができるようにするとともに、里親を支える支援体制等を整備する。

○ 「社会的養護として子どもを養育する里親」と「養子縁組を前提とした里親」が同じ制度の中に混在し、里親＝養子縁組であるという誤解も存在

○ 養育里親の研修に関する基準がなく、自治体間でばらつきが大きいなど、里親の認定登録制度について改善・充実を図る必要性

○ 里親に関する普及啓発とともに里親に対する相談支援や里親手当などによる里親支援の体制を拡充する必要性

○ 「養育里親」と「養子縁組を前提とした里親」を制度上区別

○ 里親認定登録制度の見直し

- ・養育里親の研修等の義務化
- ・欠格事由や取消事由の明確化など

→ 里親の制度的位置づけの明確化

○ 里親支援の強化

- ・都道府県における養育里親支援に関する業務(里親の研修、子どもを受託した後の相談支援等)の明確化
- ・当該業務の委託先である里親支援機関の創設

○ 養育里親に対する里親手当の引き上げ

(従来)子ども1人につき3.4万円

→(改正後)1人目7.2万円

(2人目以降3.6万円を加算)

→ 里親を支える支援体制の整備

※ なお、「養子縁組を前提とした里親」についても、相談支援等を充実

里親の種類

法律上の規定	養子縁組によって養親となることを希望するものその他これに類する者として都道府県知事が適当と認めるもの		養育里親	
里親の種類	養子縁組を希望する里親	親族里親	専門里親	
対象児童	<p>要保護児童(保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童)</p>	<p>次の要件に該当する要保護児童</p> <p>①当該親族里親と三親等以内の親族であること</p> <p>②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと</p>	<p>要保護児童(保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童)</p>	<p>次に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事がその養育に関し特に支援が必要と認めたもの</p> <p>①児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童</p> <p>②非行等の問題を有する児童</p> <p>③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童</p>

養育里親手当・専門里親手当の新旧対照表

平成21年4月～

○養育里親手当

	新	旧
	円	円
1人	72,000	34,000
2人	108,000	68,000
3人	144,000	102,000
4人	180,000	136,000

考え方

円

	新	旧
	平成21年4月～	～平成21年3月末
1人	72,000 (72,000 × 1)	34,000 (34,000 × 1)
2人	108,000 (72,000 × 1/2 + 72,000)	68,000 (34,000 × 2)
3人	144,000 (72,000 × 1/2 + 108,000)	102,000 (34,000 × 3)
4人	180,000 (72,000 × 1/2 + 144,000)	136,000 (34,000 × 4)

平成21年4月～

○専門里親手当

	新	旧
	円	円
1人	123,000	90,200
2人	210,000	180,400

考え方

円

	新	旧
	平成21年4月～	～平成21年3月末
1人	123,000 (72,000 + 51,000)	90,200 (90,200 × 1)
2人	210,000 (72,000 × 1/2 + 123,000 + 51,000)	180,400 (90,200 × 2)

○養育里親と専門里親の両方の場合

(例)

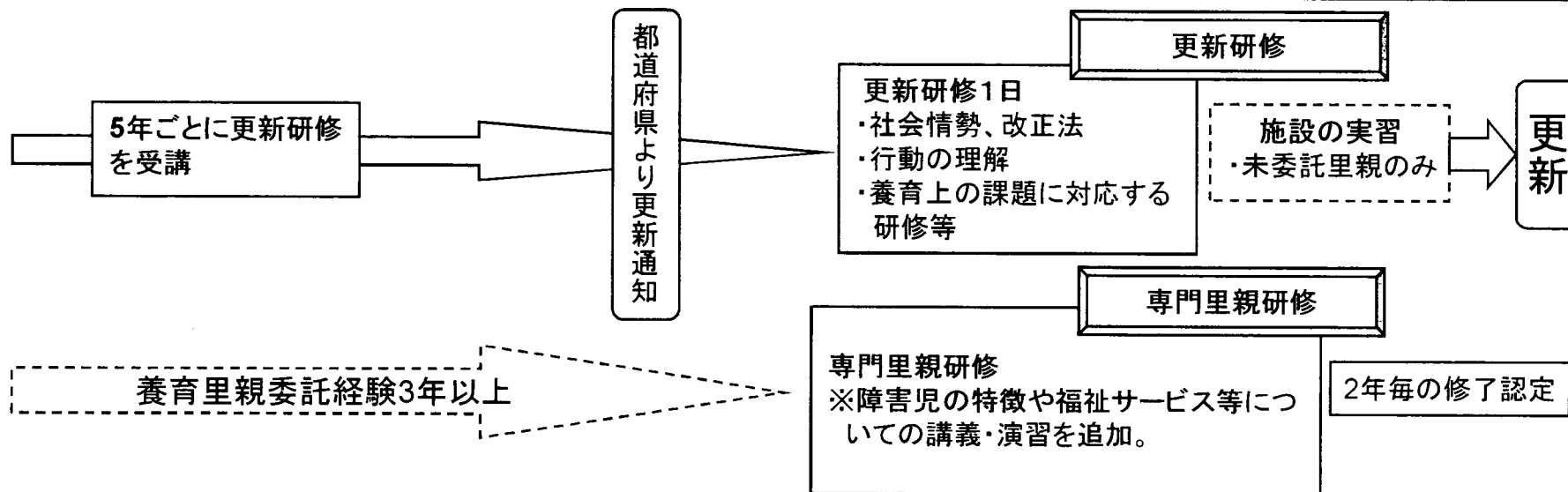
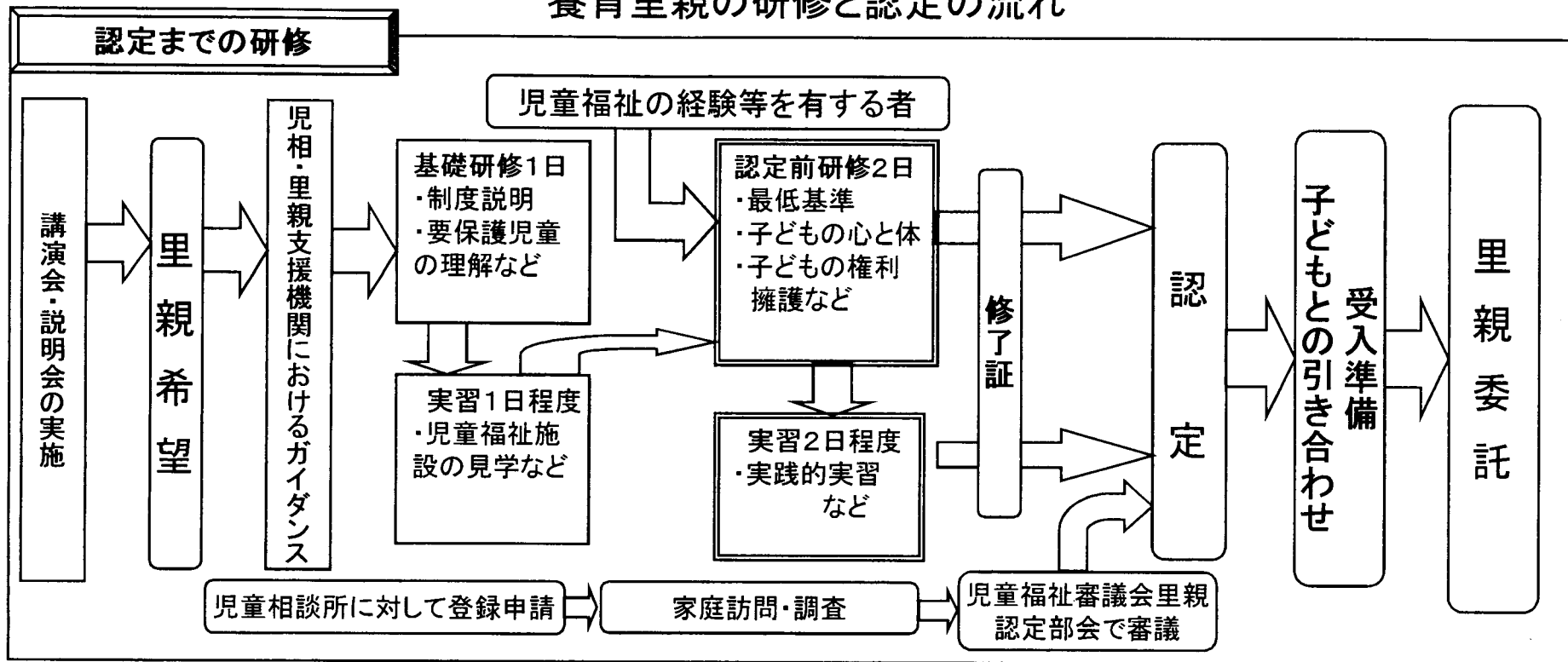
養育里親1、専門里親1の場合は、72,000円 + 123,000円 = 195,000円

養育里親1、専門里親2の場合は、72,000円 + 210,000円 = 282,000円

養育里親2、専門里親1の場合は、108,000円 + 123,000円 = 231,000円

養育里親2、専門里親2の場合は、108,000円 + 210,000円 = 318,000円

養育里親の研修と認定の流れ



里親研修カリキュラム(例)

(1) 基礎研修 ~ 養育里親を希望する者を対象とした基礎研修

- 目的 ①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する
 ②今日の要保護児童とその状況を理解する(虐待、障害、実親がいる等)
 ③里親にもとめられるものを共有する(グループ討議)
- 実施機関 都道府県(法人、NPO等に委託可)
- 期間 1日+実習1日程度
- 内容 ①里親制度の基礎Ⅰ
 ②保護を要する子どもの理解について(ex保護を要する子どもの現状、児童虐待問題)
 ③地域における子育て支援サービス(ex地域における子育て相談・各種支援サービス等)
 ④先輩里親の体験談・グループ討議(ex里親希望の動機、里親にもとめられるもの)
 ⑤実習(児童福祉施設の見学を主体にしたもの)

(2) 認定前研修 ~ ・基礎研修を受講し、里親について概要を理解した上で、本研修を受講する ・本研修を修了、養育里親として認定される

- 目的 社会的養護の担い手である里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につける
- 実施機関 都道府県(法人、NPO等に委託可)
- 期間 2日+実習2日程度
- 内容
- | | |
|------------------------------------|------------------|
| ①里親制度の基礎Ⅱ(里親が行う養育に関する最低基準) | ⑥里親養育上の様々な課題 |
| ②里親養育の基本(マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等) | ⑦児童の権利擁護と事故防止 |
| ③子どもの心(子どもの発達と委託後の適応) | ⑧里親会活動 |
| ④子どもの身体(乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養) | ⑨先輩里親の体験談・グループ討議 |
| ⑤関係機関との連携(児童相談所、学校、医療機関) | ⑩実習(児童福祉施設、里親) |

(3) 更新研修 (登録または更新後5年目の養育里親。登録有効期間内に受講し登録更新する)

- 目的 養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。
- 実施機関 都道府県(法人、NPO等に委託可)
- 期間 1日程度
- 内容 ①社会情勢、改正法など(ex子どもをとりまく最新情勢、児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正)
 ②児童の発達と心理・行動上の理解など(ex子どもの心理や行動についての理解)
 ③養育上の課題に対応する研修(ex受講者のニーズに考慮した養育上の課題や対応上の留意点)
 ④意見交換(ex受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換)
- なお、未委託の里親の場合は施設実習(1日)が必要

里親支援機関の役割

都道府県・児童相談所業務

里親支援機関(都道府県からの委託)

- 里親の掘り起こし事業
 - ・里親制度の広報啓発・キャンペーン
 - ・講演会、説明会等の開催
- 里親への研修
 - ・登録前研修の実施(更新研修等も実施)

※ 都道府県に1カ所

- 里親候補者の週末里親等の活用
 - ・子どもと里親候補者の交流機会の設定
 - ・里親体験の実施

- 里親委託の推進
 - ・里親の意向調査
 - ・子どもに最も適合する里親を選定するための調整

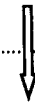
- 里親家庭への訪問指導・養育相談
- 里親サロン(里親同士の連携)
- レスパイト・ケアの調整
 - ・施設や、委託里親、未委託里親の活用

実施主体: 都道府県・指定都市(児相設置市含む)
 実施方法: 児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託

里親登録申請



里親の認定・登録



里親委託



里親の支援、指導等



委託解除

- 認定、登録に関する事務
 - ・里親認定の決定、通知
 - ・里親の登録、更新、取消申請の受理等

- 委託に関する事務
 - ・里親委託の対象となる子どもの特定
 - ・子どものアセスメント
 - ・措置決定会議において里親委託の決定
 - ・担当児童福祉司の決定
 - ・自立支援計画の策定

- 里親指導等
 - ・自立支援計画の実行(指導)
 - ・モニタリング

- その他
 - ・都道府県間の連絡調整
 - ・実親(保護者)との関係調整等

- 里親委託の解除
 - ・委託解除の決定

小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の創設

「里親ファミリーホーム」の実態を踏まえ、養育者の住居において、家庭的な養育環境の下、適切な支援の質の担保を図りつつ、一定人数の子どもを養育する事業の制度化を図る。

- 現在、いくつかの地方自治体において里親が5～6人程度受託して行っている「里親ファミリーホーム」については、里親だけでは養育や家事等の手が十分ではないという指摘

※ 一般家庭で子ども5人以上養育している世帯は子どものいる世帯のうち0.2%(平成18年国民生活基礎調査)

- 子ども同士の相互作用を活かしつつ、養育を行うことができることから、里親との1対1の関係をすることが困難な場合でも家庭的養護が可能

- 新たな事業として「小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)」を創設

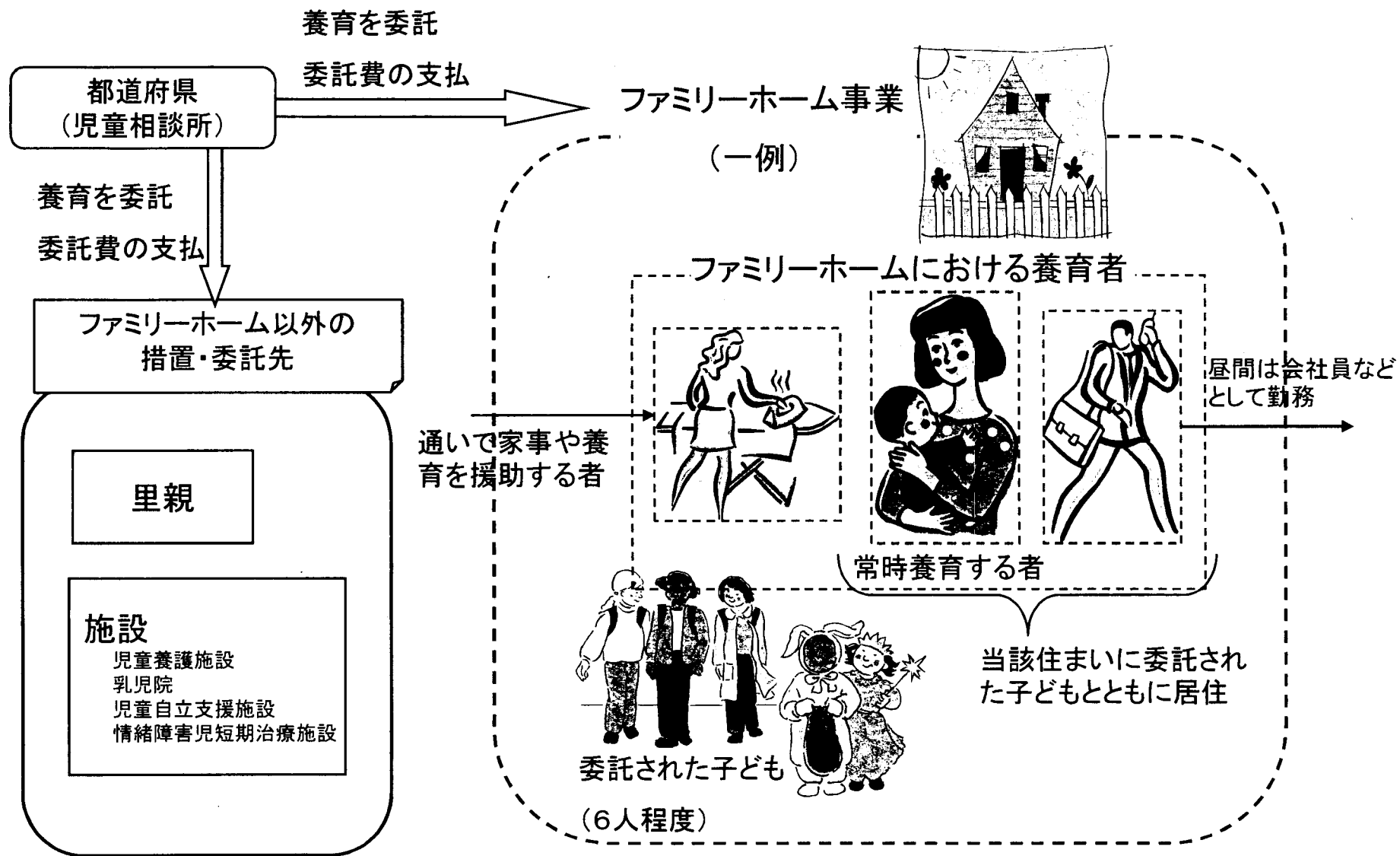
- ・ 一定人数以上の子どもを養育者の住居において養育する事業の創設
- ・ 里親、施設と並ぶ子どもの養育の委託先として位置づけ
- ・ 当該事業を社会福祉事業とする
- ・ 当該事業を実施する者に関する要件を設定
事業を実施する者・養育里親として2年以上同時に2人以上の養育の経験を有する者、養育里親として5年以上登録し、かつ通算5人以上の養育の経験を有する者、3年以上児童福祉事業に従事した者等
- ・ 人員配置、設備等について基準を設定
家事や養育の補助を行う者の確保等

→事業化することにより一定の質を担保するとともに設置を促進

- ・ 平成21年度予算:児童一人当たり単価(月額)
事務費:15万円程度(地域により異なる)
常勤職員1名・非常勤職員2名の人件費、その他旅費、庁費、職員研修費、補修費等の管理費
事業費:一般生活費(47,680円)、教育費、医療費等里親と同様

ファミリーホームのイメージ(例)

○ 里親、施設と並ぶ事業として、養育者の住まいにおいて一定人数(5~6人程度)の子ども達を養育する事業(小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム))を創設



小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の概要

1 目的

家庭的養護を促進するため、要保護児童のうち、家庭的な養育環境の下で子ども同士の相互作用を活かしつつ養育を行うことが必要とされる子どもに対し、養育者の住居において、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、子どもの自立を支援することを目的とする。

2 運営主体

個人、法人(NPO法人等)等、都道府県知事が適当と認めた者

3 事業内容

都道府県等から児童福祉法第27条第1項第3号の規定による委託を受け、養育者の住宅等を利用し、気目細かに子どもの養育を行う。

4 定員

5人又は6人

5 設備等

- ・ 日常生活に支障がないよう、必要な設備を有し、職員が入居している子どもに対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態であること
- ・ 食堂等入居している子どもが相互交流することができる場所を有していること
- ・ 風呂、洗面所、便所、子どもの居室を有していること

6 人員配置

- ・ 3名以上の者を配置すること。
- ・ 1名以上の者が当該住居に生活の本拠をおくこと。うち1名は事業所の管理者とし、うち1名以上が専任の養育者でなければならないものとする。

【養育者の要件(次の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者)】

- ① 養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育経験を有する者
- ② 養育里親として5年以上登録し、かつ通算5人以上の委託児童の養育経験を有する者
- ③ 3年以上児童福祉事業に従事した者
- ④ ①～③に準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者
- ⑤ 児童福祉法第34条の15第1項各号の規定に該当しない者

家庭支援機能の強化等

親子分離まで至らないケースや家庭復帰後の支援など、家庭における子どもの健やかな育ちを支援する体制を整備する必要がある。

○ 保護者指導を推進するための体制が必要

○ 地域における相談・支援体制の整備

※ 施設を退所した子どものうち6割強は家庭へ復帰している。

※ 児童相談所において虐待として相談を受けたケースのうち9割は在宅で生活している。

○ 児童家庭支援センターの見直し

・専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じる

・市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う

・児童養護施設等への附置要件を撤廃し、医療機関、NPO等における設置も可能とする

・心理療法担当職員の常勤化を図る

○ 保護者指導について、児童家庭支援センターを活用するほか、一定の要件を満たす機関に対する指導委託を可能とする保護者指導支援事業の創設

○ 児童相談所等の体制の強化

○ 市町村における支援体制の整備

・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等の子育て支援事業の推進

・要保護児童対策地域協議会の機能強化、市町村に対する研修等の支援

児童家庭支援センターの概要

1 目的

地域の子どもの福祉に関する各般の問題につき、子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童相談所等との連絡調整等を総合的にことを目的とする。

2 運営主体

地方公共団体及び社会福祉法人等であって、都道府県知事が児童福祉法第27条第1項第2号による指導委託先としても適切な水準の専門性を有する機関であると認めた者

3 支援体制の確保

要保護児童及び要支援児童の相談指導に関する知見や経験を有し、夜間・緊急時の対応や一時保護等を迅速かつ適切に行うことができるよう、児童相談所、市町村、児童福祉施設、警察その他の関係機関との連携その他の支援体制を確保しなければならない。

4 事業内容

- (1) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う。
- (2) 市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。
- (3) 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な児童及びその家庭についての指導を行う。
- (4) 児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。

5 設備等

- (1) 相談室・プレイルーム
- (2) 事務室
- (3) その他必要な設備

6 職員

- (1) 相談・支援を担当する職員
- (2) 心理療法等を担当する職員(平成21年度予算より常勤化)

児童福祉施設等におけるケアの充実

施設の小規模化の推進(平成21年度予算 3, 145百万円)

○ 目標

子ども子育て応援プランにおいて、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設あわせて845か所

○ 状況(平成21年2月1日現在)

・乳児院(施設数120)

小規模グループケア	38施設	39か所
-----------	------	------

・児童養護施設(施設数568)

小規模グループケア	336施設	403か所
-----------	-------	-------

地域小規模児童養護施設	143施設	164か所
-------------	-------	-------

・情緒障害児短期治療施設(施設数32)

小規模グループケア	6施設	7か所
-----------	-----	-----

・児童自立支援施設(施設数56(※国立2施設を除く))

小規模グループケア	1施設	1か所
-----------	-----	-----

614か所

○ 要件緩和

平成20年7月から小規模グループケアの複数設置(1施設当たり2か所まで)を認め、地域小規模児童養護施設についても2か所目以降の設置要件を緩和(本体施設の入所率:95%以上→90%以上)

基幹的職員の配置(平成21年度予算 48百万円)

- 社会的養護の質を確保するためには、その担い手となる施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する必要がある。
- 具体的には、自立支援計画の作成・進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員(スーパーバイザー)の配置を義務付ける必要がある。

(社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書(平成19年11月)より)

- 平成21年度予算案においては、一定の施設経験を有し、一定の研修を修了した者について基幹的職員として位置付け、人件費の改善(福祉職俸給表 8号俸増加)を図るとともに、都道府県が行う基幹的職員研修事業を創設。

- 基幹的職員研修の研修講師等を務める研修指導者の養成研修を、平成21年度から国立武蔵野学院において実施することとしている。

基幹的職員研修カリキュラム(例)

■ 前期研修

【内 容】 スーパービジョンを行う上で必要な専門知識・技能

【期 間】 2日程度

【カリキュラム(例)】

1日目

- | | |
|--|------|
| ①施設の管理・運営(マネージメント)に関すること【風通しのよい組織運営、チームアプローチ、危機管理、基幹的職員に求められる役割 等】 | 50分 |
| ②職員への指導(スーパーバイス)やメンタルヘルスに関すること【個別のスーパーバイス、施設内研修、計画的な人材育成、研修技法 等】 | 50分 |
| ③子どもの権利擁護に関すること【社会的養護における子どもの権利擁護、被措置児童等虐待 等】 | 50分 |
| ④施設における日常的なケアに関すること【衣食住等基本的な養育環境、子どもにとって安心できる環境、養育者に求められる姿勢 等】 | 100分 |

2日目

- | | |
|---|------|
| ⑤施設における専門的なケア(心理治療等)に関すること【心理治療、栄養指導、自立支援 等】 | 50分 |
| ⑥子どもの発達と発達上の問題に関すること【子どもの心身の発達(発達段階)、虐待等の発達への影響、PTSD(心的外傷後ストレス障害)、発達障害 等】 | 100分 |
| ⑦アセスメントに関すること【アセスメントの方法、心理診断、医学診断、個々の子どもに応じた自立支援計画の立案と進行管理 等】 | 100分 |

■ 後期研修

【内 容】 前期研修終了後、現場で実践を行い、その実践における課題を解決するための知識・技能

【期 間】 2日程度

【カリキュラム(例)】

1日目

- | | |
|--|------|
| ①ケースカンファレンス、チームアプローチに関すること【ケースカンファレンスの進行のポイント、実際の事例を通じた演習 等】 | 150分 |
| ②家族支援やソーシャルワークに関すること【家族支援、家族が抱える問題、家族や地域のアセスメント、ファミリーソーシャルワーク 等】 | 100分 |

2日目

- | | |
|---|------|
| ③関係機関との連携に関すること【児童相談所の役割と協働、地域の関係機関(教育機関、医療機関、要保護児童対策地域協議会との協働 等】 | 50分 |
| ④社会的養護における高度な専門性を必要とする知識や援助技術に関すること【性的虐待等(例)の問題を抱えた児童の理解と対応 等】 | 100分 |
| ⑤その他基幹的職員に必要と思われる内容に関すること【スーパーバイザーに必要な資質、スーパーバイスの演習(ロールプレイ) 等】 | 100分 |

全国研修指導者養成研修

＜平成21年度＞ 国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所 研修日程(案)

研修コース	対象者	期間	募集人員
チームアプローチとスーパーバイズ	・研修指導者として必要な児童福祉に関する見識を有ており、 ・都道府県知事が指導者として適任であると推薦したもの	H21. 9. 9～ 9.11 (3日間)	各回 30名
子どもの発達とアセスメント		H21.10. 5～10. 7 (3日間)	
家族支援とソーシャルワーク		H21.10.28～10.30 (3日間)	
子どもの権利擁護と日々の養育		H21.11.18～11.20 (3日間)	
子どもの精神的・行動的な問題の理解とその対応		H21.12. 9～12.11 (3日間)	

幼稚園費の創設及び教育費の拡充

○ 幼稚園費の創設(平成21年度予算 228百万円)

児童養護施設等に措置されている児童について、幼児期から適切な教育を行うとともに、学校教育に円滑につなげる必要があることから、幼稚園の就園に要する経費(就園奨励費を控除した額)を支弁対象。

○ 教育費の拡充

・ 学習塾費(平成21年度予算 43百万円)

近年の社会経済情勢の変化に伴い、児童養護施設等に入所している児童も進学への意欲が高まってきており、平成21年度予算案においては、児童養護施設等に措置されている中学生の学習塾に係る経費を支弁対象。

・ 部活動費(平成21年度予算 41百万円)

学校における放課後の部活動は、入所児童が社会性を身に付ける上でも重要なものであることから、児童養護施設等に措置されている中学生の部活動に係る経費についても併せて支弁対象。

施設機能見直しの検討のための調査・分析

調査の目的・背景

↓ 社会的養護専門委員会報告書(平成19年11月)より

子どもの抱える背景の多様化・複雑化

施設機能の見直し

- 現行の施設類型のあり方の検討
- 子どもにとって必要なケアの質を確保するための人員配置基準の引き上げや措置費の算定基準の見直し等を含めたケアの改善に向けた方策の検討

見直しに必要な前提

- 必要な財源の確保
- 現在施設内で行われているケアの現状を詳細に調査・分析し、その結果を十分に踏まえて、ケアのあり方とこれに必要な人員配置や措置費の算定のあり方について検討

見直しの進め方

- 平成20年度行う「社会的養護における施設ケアに関する実態調査」の結果を中心にその他の研究の状況もあわせて踏まえながら、専門委員会において、その具体化に向けた検討
- 当該調査の実施に当たっては、対象となる施設、関係団体や研究者等の全面的な協力が不可欠

施設機能見直しのための調査

現在施設内で行われているケアの現状を詳細に調査・分析し、ケアのあり方とこれに必要な人員配置や措置費の算定のあり方について検討

平成20年3月社会的養護施設に関する実態調査

- ・施設調査
- ・児童個票調査
- ・職員勤務状況調査

施設の概況(職員配置等)、
個々の入所児童の状態・
背景等についての把握

平成20年度社会的養護における施設ケアに関する実態調査

- ・タイムスタディ
(子どものアセスメント)

子どもの状態による
ケアについての
定量的な把握

ケアのあり方と
必要な人員配置、
措置費の算定の
あり方について
検討

自立援助ホームの見直し等年長児の自立支援策の拡充

社会的養護の下で育った子どもが他の子どもたちと公平なスタートを切れるよう、自立への支援を進めるとともに、施設等を退所した後も子どもたちを引き続き受け止め、支えとなるような支援の充実を図るため、自立支援策の拡充を図る。

- 社会的養護の下で育った子どもたちは、施設を退所した後保護者等から支援を受けられない場合も多く、その結果様々な困難に突き当たることが多い
- 子どもの主体性を尊重する利用形態の必要性
- 高校進学率が上昇するなど自立年齢があがってきている現状に対応する必要
※ 児童養護施設に入所している子どものうち、高校へ進学する児童は9割強

- 自立援助ホームの見直し
 - ・都道府県に対する申込制の導入
 - ・対象年齢を満20歳まで引き上げ
 - ・都道府県に対する事業の実施義務化
 - ・より確実な財政的支援
 - ・平成21年度予算：児童一人当たり単価(月額)
事務費：19万円程度(地域により異なる)
常勤職員2名・非常勤職員1名の人件費、その他旅費、庁費、職員研修費、補修費等の管理費
 - 事業費：一般生活費(1万円程度)
- 子どもがどこに暮らしていても、生活や就労に関する相談や自助グループによる相互の意見交換を行うことができる拠点事業(地域生活・自立支援事業)のモデル実施
 - ・平成21年度実績：4か所
東京都、大阪府、大阪市、鳥取県

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の概要

1 目的

子どもの自立支援を図る観点から、義務教育終了後、児童養護施設等を退所し就職する子ども等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居(自立援助ホーム)において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援等を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする。

2 運営主体

地方公共団体及び社会福祉法人等であって、都道府県知事が適当と認めた者

3 対象児童

義務教育を終了した20歳未満の子どもであって、児童養護施設等に入所させる措置を解除とされたもの等

4 定員

5人から20人

5 設備等

- ・ 日常生活に支障がないよう、必要な設備を有し、職員が入居している子どもに対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態であること
- ・ 個々の入居者の居室面積は一人当たり3.3㎡とし、一居室当たりおおむね2人までとすること
- ・ 食堂等入居している子どもが相互交流することができる場所を有していること

6 人員配置

- ・ 指導員の配置(単位:人)

入居児童数	6まで	7~9	10~12	13~15	16~18	19以上
指導員数(補助員含む)	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上
必置指導員数	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上

【指導員の要件(次の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者)】

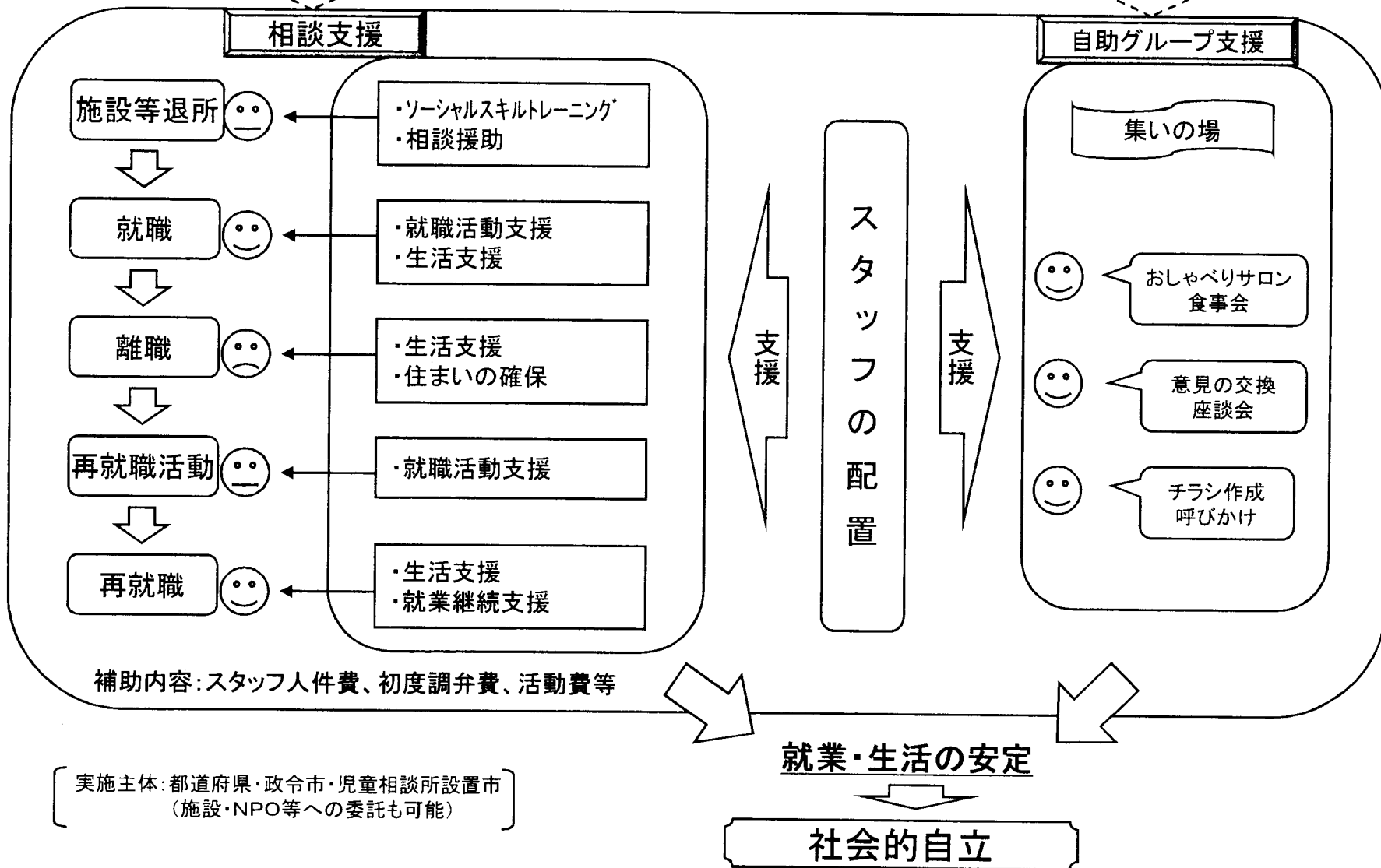
- ① 児童指導員の資格を有する者
- ② 保育士
- ③ 児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者
- ④ ①~③に準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者
- ⑤ 児童福祉法第34条の15第1項各号の規定に該当しない者

地域生活・自立支援事業(モデル事業)

施設等を退所した者が社会に出た後に、就業でつまづいたり、生活上の悩みを抱えたりした場合に、気軽に利用できるよう、就職等の相談ができる場や、同じ悩みを抱える者同士が集える場を提供し、必要に応じ支援を実施する。

実施前の準備

施設等に入所している来春退所予定の子ども等に対し、支援の案内・説明や、スタッフとの関係づくり、子ども同士の交流会等を実施し、退所後に子どもが抵抗なく支援を利用できるようにする。



被措置児童等虐待の防止

被措置児童等虐待とは(定義)

被措置児童等虐待とは、施設職員等が被措置児童等に行う次の行為をいう。

- ① 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること(身体的虐待)
- ② 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること(性的虐待)
- ③ 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること(ネグレクト)
- ④ 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと(心理的虐待)

被措置児童等虐待ガイドラインのポイント

I 被措置児童等虐待の防止に向けた基本的視点

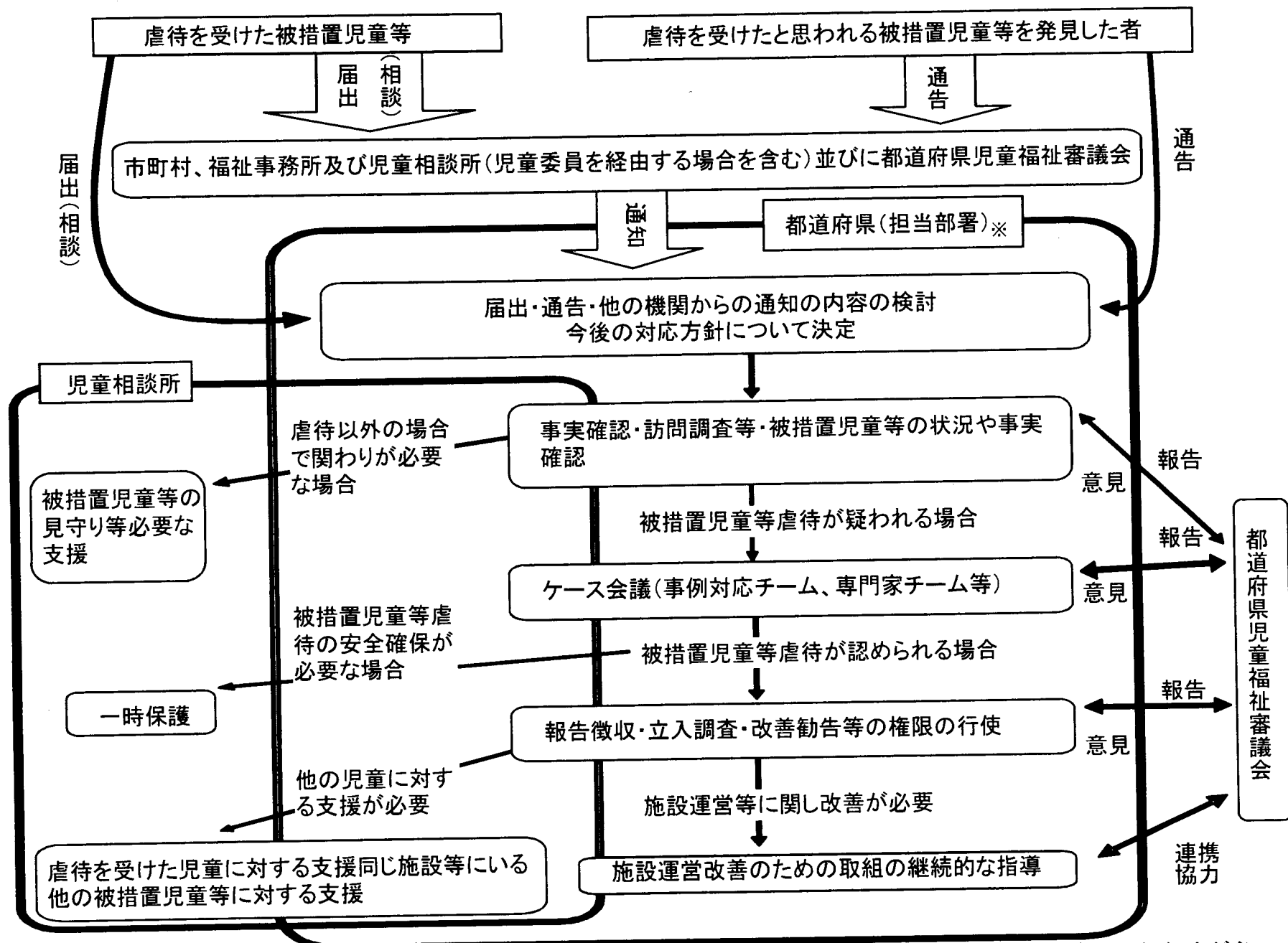
1. 被措置児童等虐待防止対策の制度化の趣旨
2. 基本的な視点
3. 留意点

II 被措置児童等虐待に対する対応

1. 被措置児童等虐待とは(定義)
2. 児童虐待防止法との関係
3. 被措置児童等虐待対応の流れ(イメージ)
4. 早期発見のための取組と通告・届出に関する体制
5. 初期対応
6. 被措置児童等の状況の把握及び事実確認
7. 被措置児童等に対する支援
8. 施設等への指導等
9. 都道府県児童福祉審議会の体制・対応
10. 被措置児童等虐待の状況の定期的な公表
11. 被措置児童等虐待の予防等

III 参考資料(通告受理票)

被措置児童等に対する虐待への対応の流れ(イメージ)



* 各都道府県において担当の主担当となる担当部署を定めておくことが必要

被措置児童等虐待の予防等

被措置児童等虐待対応ガイドラインより抜粋

- 施設における被措置児童等虐待を予防し、また、虐待が発生した場合も再発防止を図るためには、以下のような取組が進められるよう、都道府県として常に配慮することが必要と考えます。

さらに、本ガイドラインも参考としつつ、各都道府県において、ケアのあり方や権利擁護を図るための取組方法などについてガイドラインを作成すること、関係者の勉強会を行うこと等を通じ、都道府県内の関係者が共通の認識と、連携を深め、それぞれの各地域でよりよいケアが行うことができる体制作りを進めていくことが何よりも重要です。

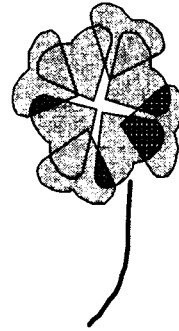
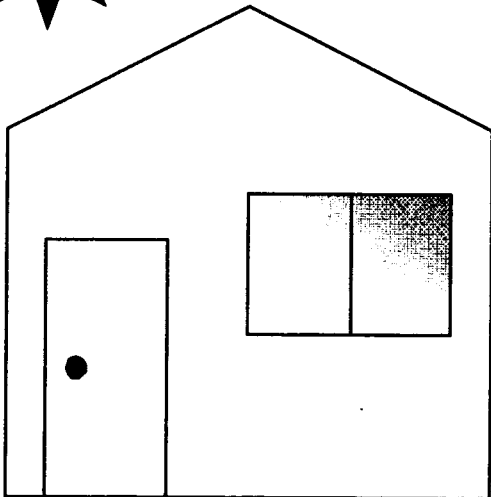
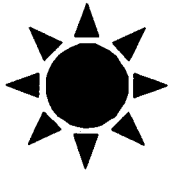
- ① 風通しのよい組織運営
- ② 開かれた組織運営
- ③ 職員の研修、資質の向上
- ④ 子どもの意見をくみ上げる仕組み等

どうなるの？

相談したら、あなたが虐待を受けることか
いように、考えて対応します。

もし、あなたが相談したことで心配なことが
あれば、きちんとお話ししましょう。心配なこと
がないように、一緒に考えます。

あなたの秘密は守ります。安心してね。



こ
どもたちへの

たいせつ
し
大切なお知らせ

しせつ さとおや
施設や里親さんのもとで
く
暮らしているあなたへ

虐待とは？

虐待とは…

- たたかれたり、けられたりすること
暴力をふるわれること
- 胸や性器をさわられるなど性的な行為
やいたずらをされること
- お腹がすいてもご飯をもらえなかったり、
長い時間ほったらかしにされること
- 心が傷つくようなことを言われたり、
無視されたり、差別されたりすること

どんなことがあっても、施設の職員
や里親さんがあなたに、このような
虐待をしてはいけないことになっ
ています。

もし、虐待を受けたら… どうすればいいの？

ひとりで悩まないで、相談しましょう。



電話で相談する場合には、はじめに次の
ように伝えましょう。

電話に出た人に、「私は_____という
施設(里親等)にいますが、虐待をされたの
でお電話しました。担当の人をお願いします。
」とってください。

ほかの子どもから、いじめられ
たり、嫌なことがあっても、
施設の職員や里親さんに
言えない時も、
ここに相談していいのです。

どこに連絡したらいいの？

相談する人は次の3つのところにいます。どこ
に連絡してもいいです。

- 児童相談所：子どもについての専門の職員
がいるところ

担当の児童相談所 _____
あなたの担当 _____

電話番号 _____
メール _____

- 都道府県庁の窓口：施設や里親さんの指導を
するところ

_____ 県 _____ 課
担当 _____

電話番号 _____
メール _____

- 児童福祉審議会：都道府県庁や児童相談所に
アドバイスするところ

担当 _____
電話番号 _____
メール _____

社会的養護体制の計画的整備

都道府県地域行動計画(社会的養護関係部分)について

- 児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号)により、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)が改正され、都道府県が策定する地域行動計画に記載する事項として、「保護を要する子どもの養育環境の整備」が明記された(平成22年4月1日施行)(※1)。
- 都道府県では、後期行動計画(平成22年度から平成26年度までを計画期間とする計画)の策定作業を21年度中に終えることとなるが、後期行動計画策定に当たっては、上記改正を踏まえ、社会的養護体制の質・量の充実を図るための事項を含めて後期行動計画を策定することとなる。
- 国は、「行動計画策定指針」に社会的養護体制の充実のための基本的な考え方を含めて記載しており、具体的には、
 - ・要保護児童の人数の算定の考え方、
 - ・家庭的養護の推進、施設機能の見直し、自立支援策の強化、子どもの権利擁護強化等各項目ごとの基本的な考え方等を示している。
- 都道府県(※2)は、国の「行動計画策定指針」を踏まえ、社会的養護体制に関しても、平成29年度までの必要量を見込んだ上で、平成26年度までの計画を策定することとなる。

※1 改正後の次世代育成支援対策推進法

(都道府県行動計画)

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を策定するものとする。

2～8 略

※2 指定都市及び児童相談所設置市は、社会的養護関係部分については、都道府県と同様に計画を策定する必要がある。

各項目ごとのポイント

項目ごとに、例えば、以下のような観点から、計画を設定することが考えられる。

(ア) 家庭的養護の推進

- 家庭的養護を推進するための方策を記載。里親委託率については、目標値を設定、その他は必要に応じて設定。
- 里親委託について
 - ・里親委託率は地域の実情に応じて設定するが、現在の委託率より一定以上上がるように委託率の数値目標を設定。
 - ※ 例えば、当該都道府県内における平成20年度末現在の里親委託率7%とすると、これを上回る数値を設定。
 - ・里親委託を推進するため、新規里親の開拓の方策、里親支援策の充実を図るための方策を記載。
その際には、里親支援機関等の地域資源の活用を含めた検討が必要。
 - ※ 例えば、以下のような記載が考えられる。
年に○回、里親経験者の講演会を開催。
平成○年度までに里親サロンの開催、里親への相談業務を里親支援機関事業として委託。
- 小規模住居型児童養育事業について
 - ・地域における普及状況を踏まえつつ、促進を図るための方策を記載。
その際には現状の里親の意向・希望等を踏まえて、ファミリーホーム事業の立ち上げ支援等も含めた検討が必要。

(イ) 施設機能の見直し

以下のそれぞれについて、必要に応じ数値目標を設定するほか、数値目標を設定しない場合にも体制整備が図られるための方策を記載。

- 専門的なケアについて
 - ・情緒障害児短期治療施設がない地域における整備目標の設定など専門的なケアが実施できる体制整備の方策を記載。
- 自立支援に向けた取組について
 - ・施設における自立支援、継続的・安定的な環境での支援を確保するための地域での連携方策等のあり方を記載。
 - ※ 例えば、当該地域における専門的な役割を担う施設、自立支援の中心的な役割を担う施設(又は自立援助ホーム等)等を指定するとともに、関係者のネットワークの構築スケジュールを策定し記載。
(平成○年○月まで 関係者の会議立ち上げ、△年△月まで 問題点の洗い出しと対応策の議論、□年□月まで 役割分担の明確化と定期的な会合)
- ケア単位の小規模化について
 - ・ケア単位の小規模化の目標を設定するなど家庭的な養護を推進するための方策を記載。
 - ※ 例えば、「平成26年度までに小規模グループケア・地域小規模児童養護施設 ○箇所設置する。」旨記載。
- 子どものプライバシーについて
 - ・子どものプライバシーに配慮した環境の整備(例えば個室化)に向けた施設整備の見込みを記載。

(ウ)家庭支援機能の強化

以下のそれぞれについて、必要に応じ数値目標を設定するほか、数値目標を設定しない場合にも体制整備が図られるための方策を記載。

○児童相談所等関係機関の役割分担・連携について

・児童相談所、市町村、児童家庭支援センター等関係機関の連携体制を構築するための具体的な方策を記載。

※ 例えば、関係者の連携体制の構築スケジュールを策定し、記載。

「○年○月までに児童相談所、市町村、児童家庭支援センターなどの関係機関の担当者レベルの会議を設置し、問題点の洗い

出し作業。」

「△年△月までに担当者レベル会議での問題点への対応策について具体的に議論し、まとめる。」

「□年□月までに各機関の役割分担と定期的な会合及び非定期的な会合を開く場合のルール等を定める。」など

○児童家庭支援センターについて

・児童家庭支援センターが、設置されていない地域における整備目標の設定や、センターが設置されている地域における活用方策を記載。

※ 例えば、「○年度までに児童家庭支援センターを設置する。」

「○年度までに児童家庭支援センターに対し、指導委託できるように研修会、説明会を開催する。」

○母子生活支援施設について

・母子生活支援施設と関係機関との連携体制を構築するための具体的な方策を記載。

その時には、母子生活支援施設の利用実態を把握し、DV被害者が多ければ、婦人相談所との連携等も含めた検討が必要。

(エ)自立支援策の強化

以下のそれぞれについて、必要に応じ、数値目標を設定するほか、数値目標を設定しない場合にも体制整備が図られるための方策を記載。

○自立援助ホームについて

・自立援助ホームについては、施設を退所する者等の数の見込み、自立援助ホームを利用することが想定される割合等を踏まえ、当該地

域における必要量を設定。

※ 例えば、「平成26年度までに自立援助ホームを○か所設置する。」旨記載。

○相談等の拠点について

・施設退所者等が相談できる場や気軽に集う場の整備を進めるための方策について記載。

※ 例えば、「○年○月までに、施設退所後家庭復帰できない人数などニーズを把握」

「△年△月までに、実施場所の選定・調整」

「□年□月までに、施設入所児童等へ周知及び準備」

(オ)人材確保のための仕組みの強化

必要に応じ、数値目標を設定する。その他数値目標を設定しない場合にも体制整備が図られるための方策を記載。

○研修体制について

・見込んだ要保護児童数に見合った、必要な人材育成を進めることが可能となるよう、研修体制の整備の具体的な方策を記載。

※ 例えば、「要保護児童数の見込み数に踏まえ、これに対応するために必要な人材の数の見込みを算定し、記載。」

「平成○年度までに○人分の研修体制を整備する旨を記載。」

(カ)子どもの権利擁護の強化

○被措置児童虐待の通告等への対応や、予防の取組にかかる体制整備・見直しを進めるための具体的な段取りとスケジュールを記

載。

※例えば、

・都道府県版被措置児童等ガイドラインについて、平成○年△月までに策定を行う。

・被措置児童等虐待に関する都道府県(関係部局)、関係施設の協議会、関係機関等と連携強化のための会議を平成○年度に△回開催。

・子どもの権利擁護や被措置児童等虐待に関する施設職員や関係機関職員向け研修会を平成○年度に△回開催。

・被措置児童等虐待の広報・啓発に関する印刷物(ポスター・リーフレット)の作成や子どもの権利ノート改訂を平成○年△月までに実施。

等を記載

○第三者評価の受審について

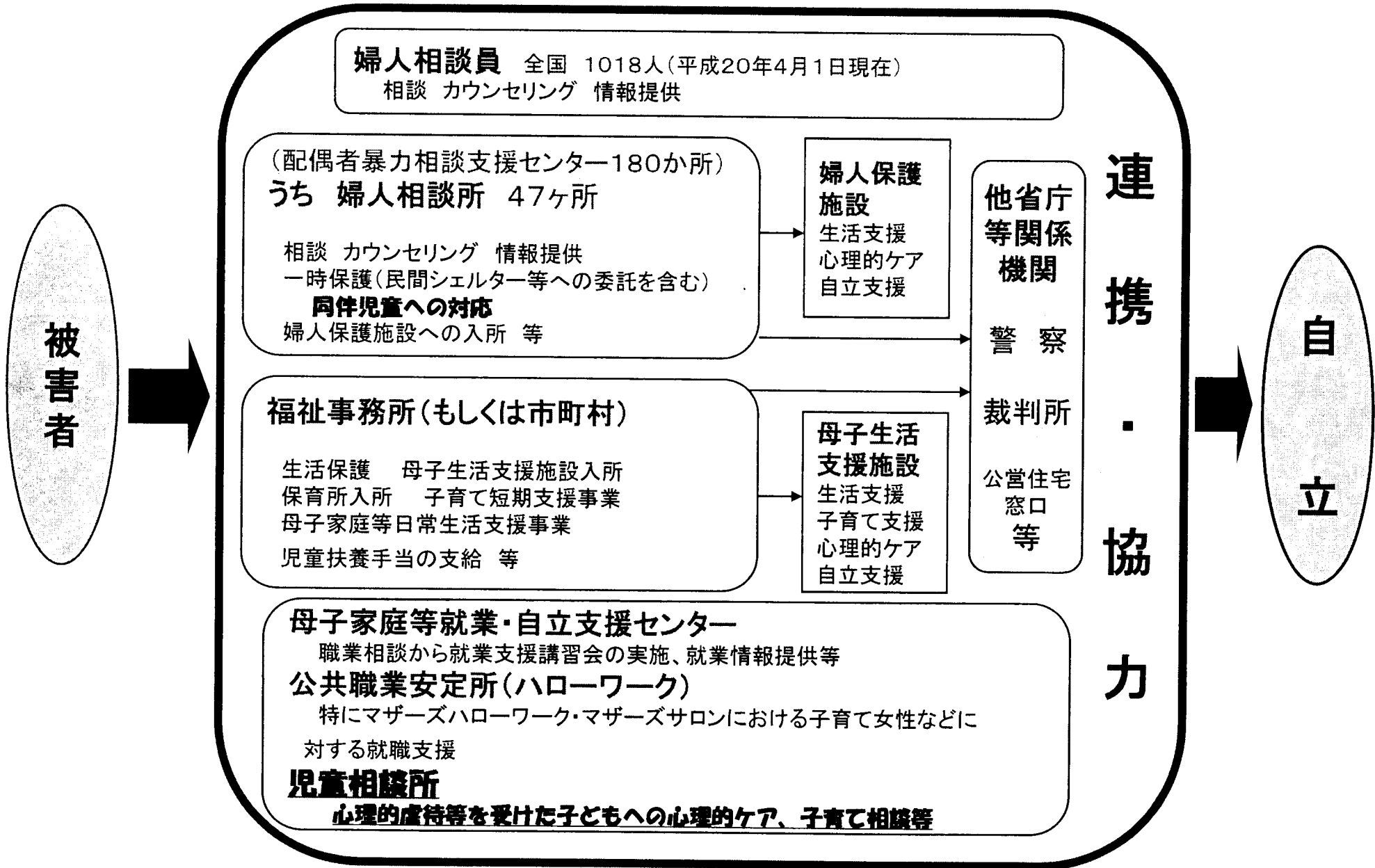
・施設等における第三者評価の受審を進めるための具体的な取組を記載。

※ 例えば、第三者評価機関がない地域においては機関設置に向けた取組を記載。

設置されていても受審が進んでいない地域においては、問題点や対応策を検討するスケジュールやいつまでに○割の施設が受信するようにするなどの目標を記載。

5. 婦人保護事業（DV被害者支援・ 人身取引対策）との連携

厚生労働行政におけるDV被害者の自立支援の取組について

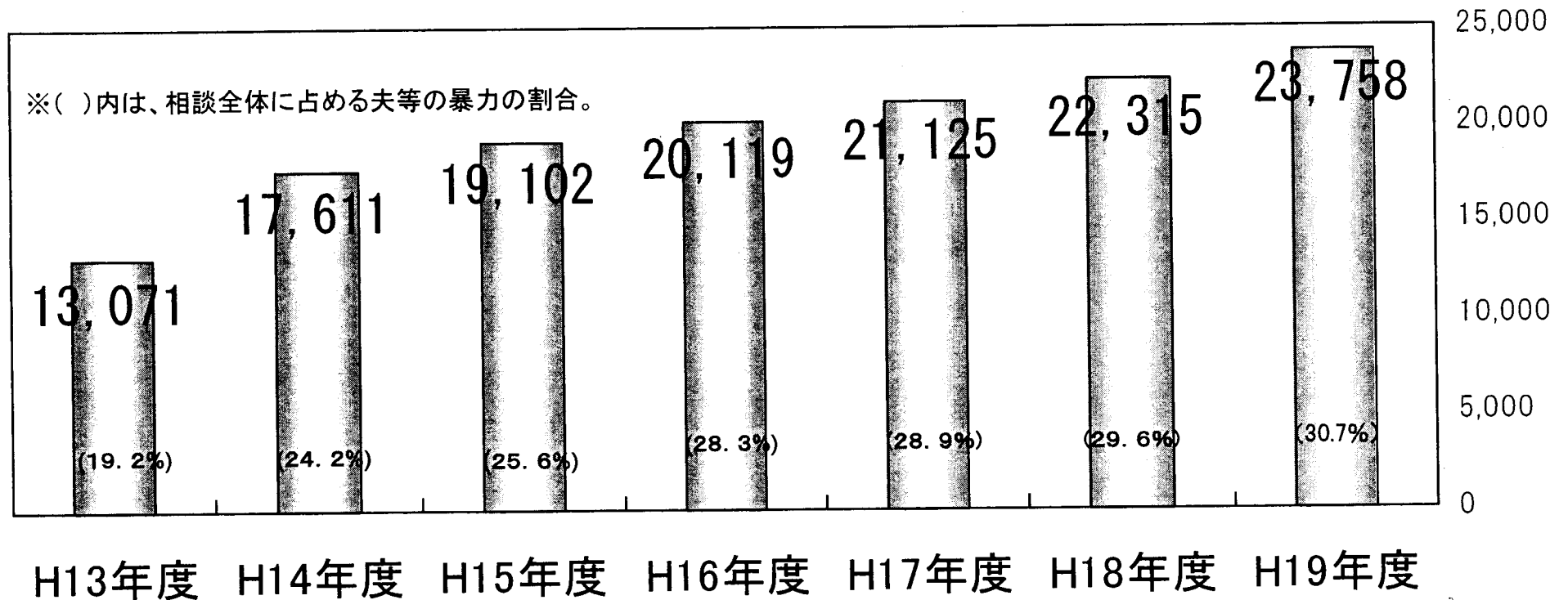


婦人相談所及び婦人相談員による相談

○ 婦人相談所及び婦人相談員における夫等の暴力の相談件数は年々増加。

夫等の暴力の相談件数及び相談全体に占める割合(来所相談)

(人数)

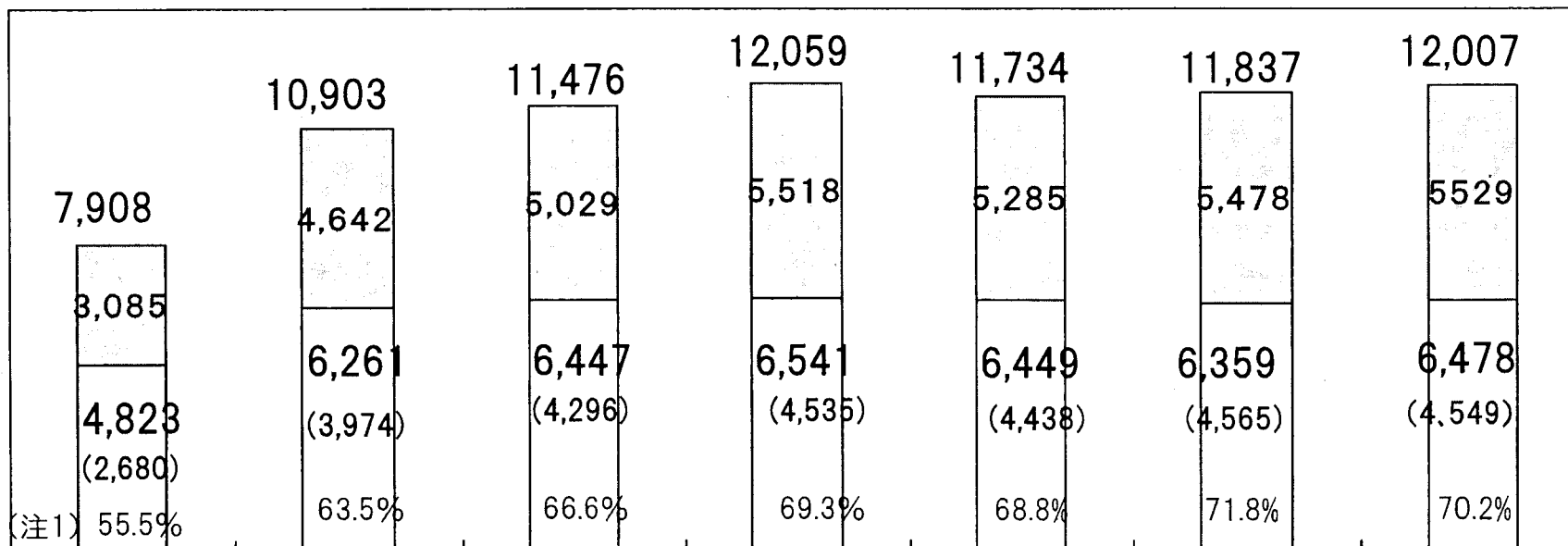


(厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人相談所による一時保護

- 婦人相談所により一時保護された女性及び同伴家族の数を見ると、平成13年度から平成16年度にかけて増加し、その後は微増減の傾向。
- 主訴別内訳をみると、「夫等の暴力」を入所理由とするものの割合が6割～7割。
- 平均一時保護日数は14.4日(平成19年度)

一時保護された女性
 (うち夫等の暴力を理由とする者)
 同伴家族
 (件数)



H13年度 H14年度 H15年度 H16年度 H17年度 H18年度 H19年度

注1) 夫等の暴力を入所理由とする者の割合。

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

DV被害者の一時保護委託(契約施設数)

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 委託契約施設数は年々増加し、平成20年4月1日現在で261施設。
- 平成19年度における一時保護委託人数は、DVケース以外を含めて、3,750人(女性本人1,661人、同伴家族2,089人)である。
- DVケース以外を含めて、女性本人の平均在所日数14.3日となっている。

DV法第3条第4項に基づく一時保護の委託契約施設数(平成20年4月1日現在)

施設区分	母子生活支援施設	民間団体	児童福祉施設 (注1)	婦人保護施設	老人福祉施設	身体障害者施設	知的障害者施設	保護施設	その他	合計
か所数 (注2)	96 (97)	90 (89)	25 (23)	20 (19)	4 (7)	8 (6)	9 (6)	6 (4)	3 (5)	261 (256)

(注1) 母子生活支援施設を除く。

(注2) ()内は、平成19年4月1日現在

人身取引対策行動計画の概要（平成16年12月7日策定）

I 人身取引対策の重要性

○人身取引は重大な人権侵害であり、人道的な観点からも迅速・的確な対応の必要

○総合的・包括的な対策を早急に講じるための行動計画の策定

○被害者を保護の対象として位置付け、きめ細かな対応

○刑罰法令の整備と取締りの強化

○人身取引を許容する要因となっていた諸制度の改正も含む人身取引の防止

II 人身取引の実態把握の徹底

III 総合的・包括的な人身取引対策

1 人身取引議定書の締結

5 留意事項

○内外の関係機関等(外国関係機関、NGO等)との連携 ○社会啓発・広報活動

○人身取引対策に関係する職員に対する研修・訓練 ○行動計画の検証・見直し

2 人身取引を防止するための

諸対策

○出入国管理の強化

○旅行関係文書のセキュリティ確保

○「興行」の在留資格、査証の見直し

* 外国機関認定資格のみによる基準充足要件の削除

○偽装結婚対策

○不法就労防止の取組み

○売買春防止対策

3 人身取引を撲滅するための

対策

○刑事法制の整備

* 刑法改正による人身売買行為の犯罪化

○取締りの徹底

○旅行文書等に関する情報交換の推進

○諸外国の捜査機関等との連携強化及び情報交換の推進

4 人身取引被害者の保護

○被害者の認知

○シェルターの提供

・ 婦人相談所等の活用

・ 民間シェルター等への一時保護委託

○カウンセリング、相談活動等の実施

○交番等に駆け込んだ被害者の保護

○被害者の在留資格の取扱い

(在留特別許可の付与)

○被害者の安全の確保

○被害者の帰国支援

(国費送還、IOMを通じた帰国支援)

厚生労働省における人身取引被害者への対応

厚生労働省雇用均等・児童家庭局（平成21年3月31日現在）

1 婦人相談所等における保護の状況

- 保護した被害者はすべて女性で合計261人。うち255人は婦人相談所が担当。その他の6人は児童相談所が担当（平成17年度5人・18年度1人）。
- フライピンソン・インドネシア人・タイ人の合計で全体の88%。
- 保護に至る相談経路の96%は警察もしくは入国管理局。
- 18歳未満は計15人。最年少は15歳。平均年齢24.6歳。

○年度別保護実績（合計261人）

平成13年度	1人（タイ人）
平成14年度	2人（タイ2人）
平成15年度	6人（タイ3人・フィリピン3人）
平成16年度	24人（タイ15人・台湾4人・インドネシア73人・韓国1人・ロシア71人）
平成17年度	117人（フィリピン64人・インドネシア740人・台湾6人・タイ44人・中国2人・韓国1人）
平成18年度	36人（インドネシア717人・フィリピン2人・タイ44人・台湾2人・韓国1人）
平成19年度	36人（フィリピン19人・韓国5人・タイ45人・インドネシア74人・ロシア71人・台湾2人）
平成20年度	39人（タイ人22人・フィリピン11人・台湾3人・中国2人・バングラデシュ1人）

○都道府県別保護実績（合計261人）

愛知県	53人	長野県	32人	千葉県	28人	東京都	**25人
栃木県	23人	秋田県	18人	島根県	14人	岐阜県	12人
広島県	*9人	鳥取県	9人	群馬県	9人	神奈川県	7人
大阪府	7人	福岡県	6人	茨城県	5人	兵庫県	4人
徳島県	3人	熊本県	2人				
新潟県		静岡県		鹿児島県		沖縄県	各1人

*6人が島根県より移管のため合計には算入せず
 **3人が群馬県より移管、1人が長野県からの保護依頼のため合計に算入せず

○一時保護委託実績（261人のうち90人）

平成17年4月1日～平成21年3月31日まで1に90人の一時保護委託を実施
 内訳 婦人保護施設34人・母子生活支援施設32人・民間シェルター23人
 児童自立援助ホーム1人

○平均保護日数 30.8日

2 被害者に対する支援

- 相談や支援における適切な母語通訳の確保
- 母国の文化を尊重した日常生活面での支援
- 医師の診察や医療費の補助等による健康支援
- 必要に応じて弁護士等による法的対応支援
- 心理療法担当職員によるカウンセリング等の心理的ケア
- ※ 被害者の立場に立ち、適切に保護を行うには、警察、入国管理局、大使館 IOM（国際移住機関）等の関係機関との緊密な連携が欠かせない。

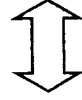
人身取引被害者保護の流れ

人身取引被害者

相談窓口・取締りにおける
被害者の認知



相 談



被害者等からの保護要請
(交番等への駆け込み)



警察、入国管理局、婦人相談所、NGO、在京大使館による保護

婦人相談所等における一時保護

民間シェルター等における
一時保護委託

- ・カウンセリング・相談活動の実施
- ・入国管理関係手続きの弾力的な運用
- ・在留特別許可の弾力的な運用による被害者の救済
- ・被害者の安全確保

- ・地方入国管理局による法的地位の付与
- ・駐日外国公館による自国民の利益の保護
- ・国際移住機関(IOM)による帰国支援(平成17年5月開始)

帰国

被害者の母国における社会復帰

被害者への支援に資する国際協力

18歳未満の人身取引被害者の一時保護実績

(H13年度～20年度)

(人数)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	計
婦人相談所	1	3	3	0	2	9
児童相談所	0	5	1	0	0	6
計	1	8	4	0	1	15

15歳	3
16歳	5
17歳	7
計	15

フィリピン	10
インドネシア	2
コロンビア	1
中国	2
計	15

愛知県	6
岐阜県	2
栃木県	1
群馬県	1
千葉県	3
東京都	1
沖縄県	1
計	15

6. 母子保健対策について

1 妊産婦ケアセンターについて

近年、産前産後の妊産婦は、核家族化、経済的不安や子の病気等の社会心理的問題による様々なストレスの増大などにより、特に褥婦の10～20%は産後においてうつ病を発症するなど、母体の健康管理を行う上で、適切なサポートを行うことが重要な課題となっている。

このため、平成21年度予算において、入院を要しない程度の体調不良（うつ病など）の妊産婦を対象に宿泊型（デイケアを含む。）のサービス（母体ケア、乳児ケア等）を提供する「妊産婦ケアセンター」に対して運営費の一部を補助することとしている。（別添資料1）

本事業に実施に当たっては、利用者を10人程度宿泊させることができる施設とし、原則として、利用者の居室、食堂、カウンセリング室、乳児保育室、体操等を行う多目的室などの設備を設けるものとしているが、他の施設において共有することができる設備（本来の事業目的を達成するために設けられた設備等であって、その事業の運営に支障がないと認められる場合に限る。）がある場合は、設けないことも可能としている。

各都道府県におかれては、本事業の実施について積極的な検討をお願いする。

また、これらの事業を行うための施設整備については、新たに、次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金）の対象としているので、併せて積極的な検討をお願いする。

2 子どもの心の問題等への対応について

近年、ひきこもりなどの適応不全、小児うつ、摂食障害など様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等）などへの関心が高まり、積極的な対応の強化が社会的要請となっている。しかしながら、子どもの心の診療を専門的に行う医師及び専門医療機関が絶対的に不足している状況である。また、関係機関への技術支援・情報提供等のネットワーク機能を有する拠点病院の整備も課題となっているところである。

こうしたことから、平成20年度より都道府県域における拠点病院を中核とし、地域の医療機関並びに児童相談所、保健所、市町村保健センター、要保護児童対策地域協議会、発達障害者支援センター、児童福祉施設及び

教育機関等と連携した支援体制の構築を図るため「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」を創設し、モデル事業として実施している。(別添資料2)

本事業においては、

- (1) 子どもの心の診療支援(連携)事業
- (2) 子どもの心の診療関係者研修事業
- (3) 普及啓発・情報提供事業

を実施することとし、都道府県に対して3年を限度に補助を行うものである。平成20年度は、9都道府県において実施されており、今年度は、11都道府県において実施する予定である。

各都道府県におかれては、本事業の実施について積極的な検討をお願いする。

妊産婦ケアセンター運営事業

背景

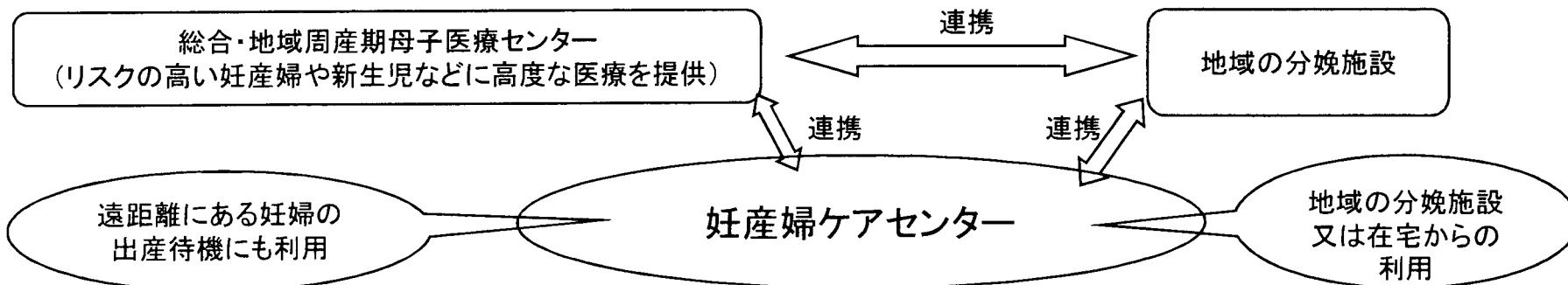
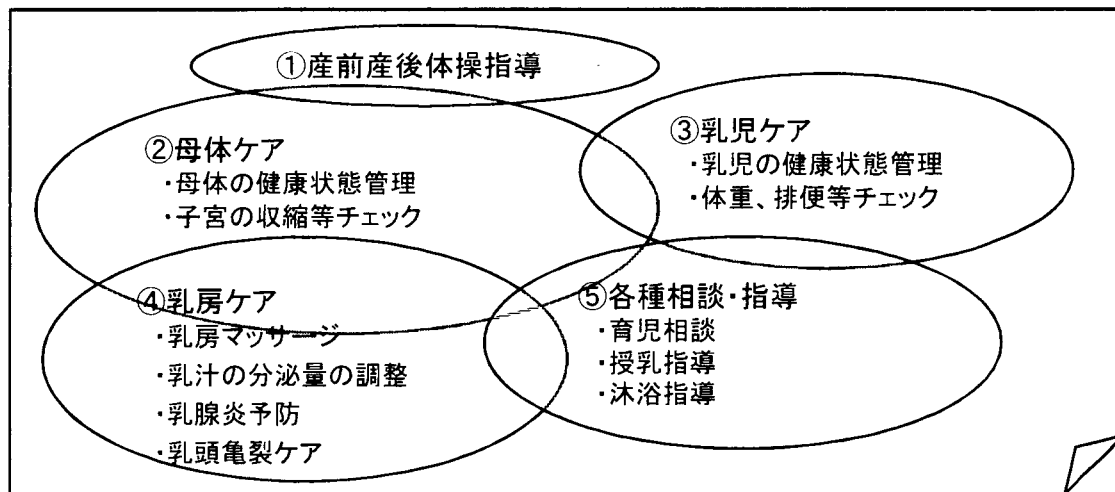
- 産前産後の妊産婦は、社会心理的問題(核家族化、経済的不安や子の病気等)などによる様々なストレスが増大し、うつ病や強度の育児不安など母子の健康上問題が生じている。
- このため、入院を要しない程度の体調不良の妊産婦への適切なサポートが重要。

妊産婦ケアセンターの事業内容

一週間程度ケアセンターに宿泊し、助産師及び保健師又は臨床心理士等による妊産婦ケアを実施

- ①産前産後体操指導、②母体ケア、③乳児ケア、④乳房ケア、⑤各種育児、授乳、沐浴等について相談・指導

※日帰りのデイサービスも実施



子どもの心の診療拠点病院の整備について

○ 子どもの心の診療拠点病院機構推進事業

様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉関係機関等と連携した支援体制の構築を図る。

○ 子どもの心の診療中央拠点病院の整備

人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を行う。

1. 中央拠点病院の整備(国立成育医療センター)

(1) 事業内容

- 都道府県拠点病院に対する技術的助言、連携会議の開催
- 都道府県間格差の解消と医療水準の底上げの推進
- 強度の問題行動事例やPTSDへの対応などのための都道府県拠点病院等への専門家の派遣
- 専門医や関係専門職の養成
- 基盤的研究の実施、都道府県拠点病院における調査結果の高度な研究・解析
- 国内外の最新の医学的知見の収集、情報発信

(2) 21年度予算: 21百万円(本省費)



2. 子どもの心の診療拠点病院機構推進事業

(1) 事業内容

- 地域の医療機関や、関係機関から相談を受けた困難な症例に対する診療支援や医学的支援(アドバイス)
- 子どもの心の問題に関する地域の関係機関の連携会議の開催
- 医師、関係専門職に対する研修の実施、関係機関・施設の職員に対する講習会の開催
- 問題行動事例発生時やPTSD対応など専門家派遣
- 専門機関に対する情報提供、地域住民に対する普及啓発 等

(2) 21年度予算: 母子保健医療対策等総合支援事業

(7,058百万円)に計上

(3) 実施主体: 都道府県

(4) 補助先・補助率: 都道府県 1/2

※3ヶ年のモデル事業として実施。

※全都道府県での整備に向けて拠点病院としての施設・設備基準、スタッフなど人的体制、地域の関係機関との連携支援体制などについて検証。

※平成20年度の実施都道府県

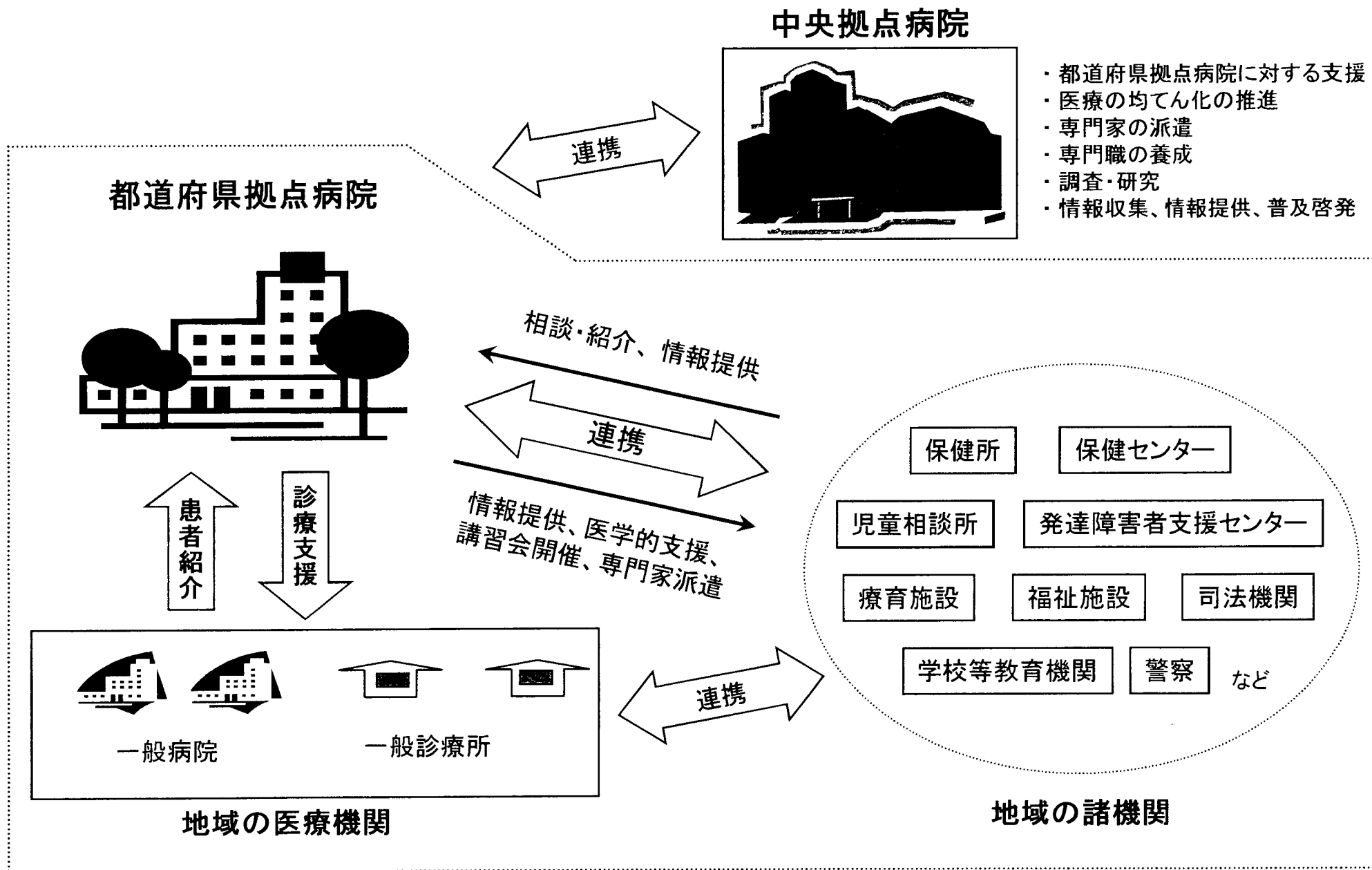
東京都、神奈川県、石川県、静岡県、三重県、大阪府、鳥取県、岡山県、長崎県



「子どもの心の診療拠点病院の整備に関する有識者会議」
において、助言、評価を行う。



子どもの心の診療拠点病院のイメージ



7. 障害者自立支援法等の見直しについて

障害者自立支援法の見直しについて

1. 障害者自立支援法の3年後の見直し

附 則 (検討)

第三条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律及び障害者等の福祉に関する他の法律の規定の施行の状況、障害児の児童福祉施設への入所に係る実施主体の在り方等を勘案し、この法律の規定について、障害者等の範囲を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第二章第二節第五款、第三節及び第四節の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、障害者等の福祉に関する施策の実施の状況、障害者等の経済的な状況等を踏まえ、就労の支援を含めた障害者等の所得の確保に係る施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2. これまでの経緯

○平成18年 4月 : 障害者自立支援法の施行 (同年10月に完全施行)

○平成18年12月 : 法の円滑な運営のための特別対策 (平成18年～平成20年度の3年間で国費: 1, 200億円)

(①利用者負担の更なる軽減、②事業者に対する激変緩和措置、③新法への円滑な移行等のための緊急的な経過措置)

○平成19年12月 : 与党・障害者自立支援に関するプロジェクトチーム報告書

(抜本的見直しの視点と9つの見直しの方向性の提示)

: 障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置

(①利用者負担の見直し、②事業者の経営基盤の強化、③グループホーム等の整備促進)

○平成20年12月 : 社会保障審議会障害者部会報告のとりまとめ

○平成21年 2月 : 与党・障害者自立支援法の抜本見直しの基本方針

障害者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要

① 利用者負担の見直し

- － 利用者負担について、応能負担を原則に
- － 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

② 障害者の範囲及び障害程度区分の見直し

- － 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化
- － 障害程度区分の名称と定義の見直し
(※ 障害程度区分そのものについても障害の多様な特性を踏まえて抜本的に見直し)

③ 相談支援の充実

- － 相談支援体制の強化(市町村に総合的な相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け)
- － 支給決定プロセスの見直し(サービス利用計画案を勘案)、サービス利用計画作成の対象者の大幅な拡大

④ 障害児支援の強化

- － 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実
(障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ など)
- － 放課後型のデイサービス等の充実

⑤ 地域における自立した生活のための支援の充実

- － グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- － 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(個別給付化)

(その他)事業者の業務管理体制の整備、精神科救急医療体制の整備等

施行期日:1年6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日。(障害者の範囲は公布の日。障害程度区分、③、④は平成24年4月1日。)

④ 障害児支援の強化

児童福祉法を基本とした身近な支援の充実

(課題) 障害を持つ子どもが身近な地域でサービスを受けられる支援体制が必要。

- 重複障害に対応するとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別等にわかれている現行の障害児施設(通所・入所)について一元化。
- 在宅サービスや児童デイサービスの実施主体が市町村になっていることも踏まえ、通所サービスについては市町村を実施主体とする(入所施設の実施主体は引き続き都道府県)。

放課後等デイサービス事業の創設

(課題) 放課後や夏休み等における居場所の確保が必要。

- 学齢期における支援の充実のため、「放課後等デイサービス事業」を創設。

在園期間の延長措置の見直し

(課題) 18歳以上の障害児施設入所者について、障害者施策として対応すべきとの意見。
(障害児支援の関係者で構成された『障害児支援の見直しに関する検討会』の中での議論)

- 18歳以上の入所者については障害者施策(障害者自立支援法)で対応するよう見直し。

(その際、支援の必要な継続のための措置や、現に入所している者が退所させられることがないよう附則に必要な規定を設ける。特に重症心身障害者については十分に配慮する。)

障害児支援施策の見直し

<< 障害者自立支援法 >>

【市町村】

児童デイサービス

<< 児童福祉法 >>

【市町村】

障害児通所支援

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ◎ 新・保育所等訪問支援

<< 児童福祉法 >>

【都道府県】

知的障害児通園施設

盲ろうあ児施設

- ・難聴幼児通園施設

肢体不自由児施設

- ・肢体不自由児通園施設(医)

重症心身障害児・者通園事業(補助事業)

知的障害児施設

- ・知的障害児施設
- ・第一種自閉症児施設(医)
- ・第二種自閉症児施設

盲ろうあ児施設

- ・盲児施設
- ・ろうあ児施設

肢体不自由児施設

- ・肢体不自由児施設(医)
- ・肢体不自由児療護施設

重症心身障害児施設(医)

通所サービス

入所サービス

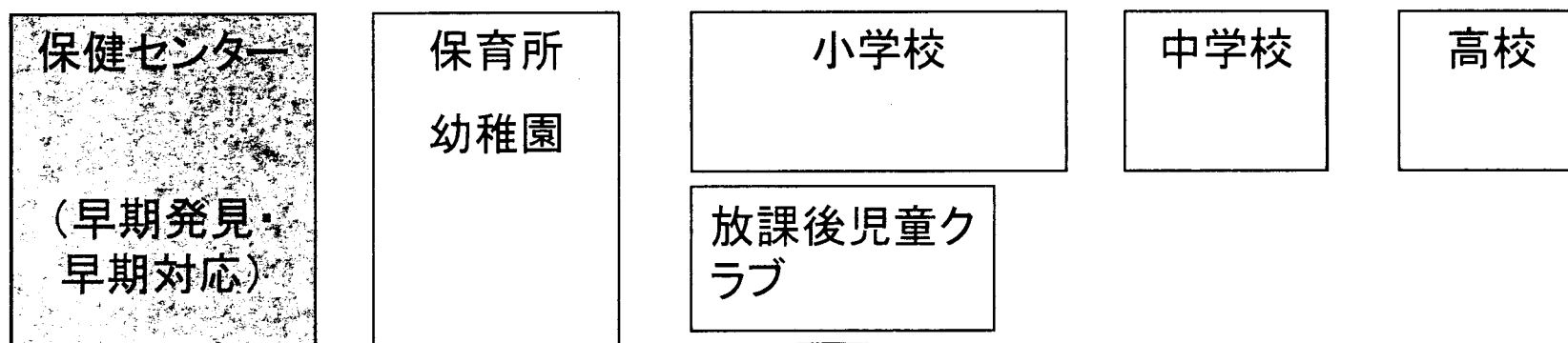
【都道府県】

障害児入所支援

- ・福祉型
- ・医療型

(医)とあるのは医療の提供を行っているもの

障害児のライフステージに応じた支援



連携による支援

放課後等デイサービス

児童発達支援

障害児入所支援

在宅サービス(ホームヘルプ、ショートステイなど)

就労・地域における自立

個別支援計画の作成・支援会議の開催による一貫した支援

- ・ 個別の支援計画を作成し、関係者の連携により支援を行う。
- ・ 特に、障害の発見時、入学、進学、卒業時等の節目において支援。

障害児施設における在園期間延長措置の見直し

現 行

- 知的障害児施設、肢体不自由児施設は、引き続き入所しなければ福祉を損なうおそれがある場合等について、満18歳以降も在所できる(継続入所)。
- また、重症心身障害児施設は、継続入所のほか、新たに18歳以上の者を入所させることも可能。

※ 児童福祉法の附則による措置

○入所施設の18歳以上の者の割合(平成18年10月)

知的障害児施設	40%
自閉症児施設	29%
盲児施設	13%
ろうあ児施設	7%
肢体不自由児施設	9%
肢体不自由児療護施設	47%
重症心身障害児施設	87%

○ 18歳以上の障害児施設への入所者について、より適切な支援を行うため、障害者施策で対応するよう見直す。(※ 障害児の関係団体で構成された「障害児支援の見直しに関する検討会」報告書。)

○ 見直しの際、以下のような配慮を行う。

① 現に入所している者が、継続して入所できるようにするための措置。

(※ 改正法の附則に、継続して入所できるよう規定を設ける。)

② 障害児施設において受けていた支援の継続性を確保するための措置。特に、重症心身障害者については、児者一貫した支援が保たれるよう配慮。

(※ 改正法の附則に、必要な措置を講じる旨規定を設け、指定基準(厚生労働省令)等において、例えば重症心身障害者について従来から関わっていた小児神経科医や保育士等が継続して関わられるよう規定。)

参照条文 ～障害児施設における在園機関延長措置の見直し～

① 現に入所している者が、継続して入所できるようにするための措置

附 則

第三十五条 市町村は、施行日の前日において現に旧児童福祉法第二十四条の三第四項（旧児童福祉法第六十三条の三の二第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する施設給付決定（通所のみによる利用に係るものを除く。）を受けて指定知的障害児施設等に入所又は入院している者について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、厚生労働省令で定めるところにより、新自立支援法第十九条から第二十二条までに規定する手続を省略し、当該各号に定める日の前日に現に利用している児童福祉法のサービスに相当する新自立支援法のサービスに係る新自立支援法第十九条第一項に規定する支給決定を行うものとする。

- 一 施行日に満十八歳以上である者が、施行日において旧児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援を受けられなくなることにより、継続して、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスを利用する必要性が生ずる場合であって、施行日までに、厚生労働省令で定めるところにより、申出をしたとき 施行日
- 二 施行日に満十八歳未満である者が、施行日以後において、満十八歳となることに伴い新児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援を受けられなくなることにより、継続して、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスを利用する必要性が生ずる場合であって、満十八歳となる日までに、厚生労働省令で定めるところにより、申出をしたとき その者が満十八歳となる日

② 障害児施設において受けていた支援の継続性を確保するための措置

附 則

（指定知的障害児施設等に入所又は入院していた者に対する配慮等）

第三条 政府は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧児童福祉法（附則第二十二条第二項に規定する旧児童福祉法をいう。）第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等（附則第三十五条において「指定知的障害児施設等」という。）に入所又は入院していた者が、この法律の施行により障害福祉サービス（障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。以下この条において同じ。）を利用することとなる場合において、これらの者が必要とする障害福祉サービスが適切に提供されるよう、障害者自立支援法第四十三条第一項及び第二項並びに第四十四条第一項及び第二項の基準の設定に当たっての適切な配慮その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

障害児施設の入所における措置と契約について

現状

○ 障害児施設への入所は、保護者による虐待や養育拒否の場合等は措置、それ以外の場合には契約によることとされている。

- (措置の場合)
- ・ 保護者が不在であることが認められ利用契約の締結が困難な場合
 - ・ 保護者が精神疾患等の理由により制限行為能力者又はこれに準ずる状態にある場合
 - ・ 保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難な場合

課題

- 措置と契約の判断について、都道府県によって差が生じている。
- 保護者の虐待等、措置によるべき場合でも、契約とされた事例があるとの指摘もある。



○ 全国的に適切な判断が行われるよう、判断が難しい事例等についての調査や、関係団体等の意見を踏まえ、ガイドラインを作成する予定。

○ 現在、そのための調査・検討を行っているところ。

障害者自立支援法等の一部を改正する法律案施行日

事項		施行日
①利用者負担の見直し	－ 利用者負担について、応能負担を原則に	公布の日から起算して1年半を超えない範囲内において政令で定める日
	－ 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減	
②障害者の範囲、障害程度区分の見直し	－ 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化	公布の日
	－ 障害程度区分の名称と定義の見直し	
③相談支援の充実	－ 相談支援体制の強化（市町村に総合的な相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け）	平成24年4月1日 （③の「自立支援協議会」の位置付けについては、公布の日から起算して1年半を超えない範囲内において政令で定める日）
	－ 支給決定プロセスの見直し（サービス利用計画案を勘案）、サービス利用計画作成の対象者の大幅な拡大	
④障害児支援の強化	－ 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ など）	
	－ 放課後型のデイサービス等の充実	
⑤地域における自立した生活のための支援の充実	－ グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設	公布の日から起算して1年半を超えない範囲内において政令で定める日
	－ 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（個別給付化）	
（その他）	事業者の業務管理体制の整備、精神科救急医療体制の整備等	

8. 平成20年中の少年非行等の概要

1 少年非行

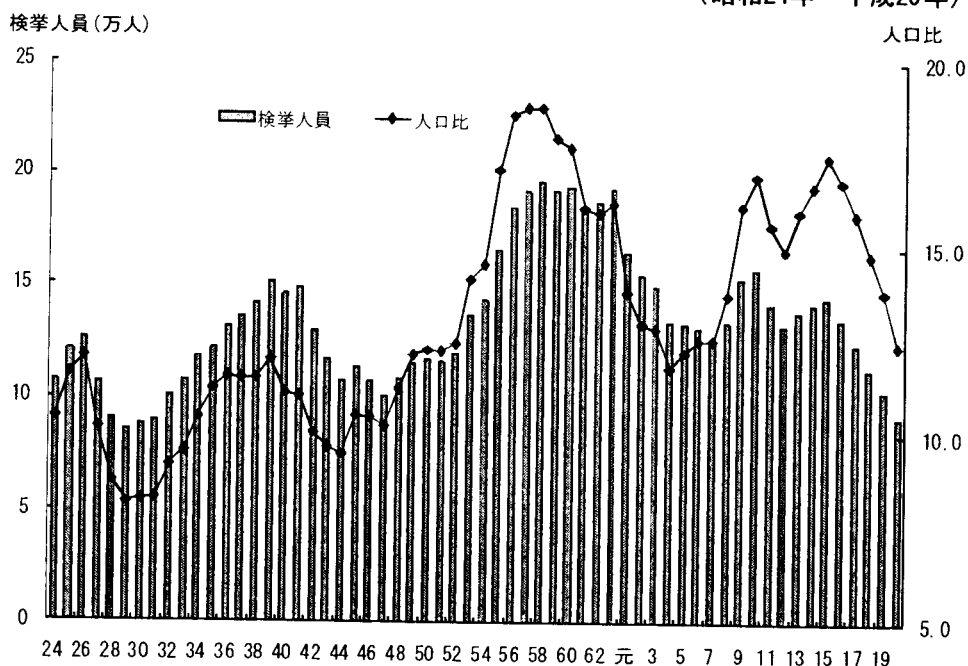
(1) 刑法犯少年は5年連続で減少

- ・ 刑法犯少年は9万966人(前年比11.9%減)と減少。
- ・ 人口比(同年齢層人口1,000人当たりの検挙人員)は12.4(同1.4減)で、成人(2.4)の5.2倍と高水準で推移。
- ・ 成人を含めた総検挙人員に占める少年の割合は26.8%。

年次	11年	16年	17年	18年	19年	20年
検挙人員(人)	141,721	134,847	123,715	112,817	103,224	90,966
(人口比)	15.6	16.8	15.9	14.8	13.8	12.4
凶悪犯	2,237	1,584	1,441	1,170	1,042	956
殺人	110	57	67	69	62	50
強盗	1,611	1,273	1,146	892	757	713
粗暴犯	15,930	11,439	10,458	9,817	9,248	8,645
窃盗犯	86,561	76,637	71,147	62,637	58,150	52,557
知能犯	561	1,240	1,160	1,294	1,142	1,135
風俗犯	409	344	383	346	341	389
その他の刑法犯	36,023	43,603	39,126	37,553	33,301	27,284
少年の割合(%)	44.9	34.7	32.0	29.4	28.2	26.8

刑法犯少年の検挙人員及び人口比の推移

(昭和24年～平成20年)



注) 交通業過を除く刑法犯(ただし、昭和40年以前は盗品等に関する罪、住居侵入等も除く。)

(2) 街頭犯罪の検挙人員は減少

街頭犯罪の検挙人員は2万1,157人(前年比13.5%減)で、総検挙人員に占める少年の割合は58.8%(同1.2ポイント減)。

年次	11年	16年	17年	18年	19年	20年	少年の割合(%)
総数(人)	41,314	31,277	28,800	26,797	24,462	21,157	58.8
路上強盗	1,111	763	707	553	431	425	48.9
ひったくり	2,420	1,352	1,025	834	796	640	51.2
車上ねらい	704	681	527	547	542	453	20.1
部品ねらい	1,234	1,255	1,204	1,132	1,037	992	61.2
自販機ねらい	1,044	1,933	1,479	912	650	460	56.2
自動車盗	1,658	1,216	938	852	655	508	22.8
オートバイ盗	16,872	8,735	8,188	7,311	6,740	5,702	94.1
自転車盗	16,271	15,342	14,732	14,656	13,611	11,977	57.4

(3) 初発型非行の検挙人員は減少

初発型非行の検挙人員は6万4,550人(前年比13.9%減)で、刑法犯少年全体に占める初発型非行の割合は71.0%(同1.6ポイント減)。

年次	11年	16年	17年	18年	19年	20年
総数(人)	104,644	100,136	91,696	82,656	74,949	64,550
万引き	39,429	38,865	36,450	30,161	28,161	26,277
オートバイ盗	16,872	8,735	8,188	7,311	6,740	5,702
自転車盗	16,271	15,342	14,732	14,656	13,611	11,977
占有離脱物横領	32,072	37,194	32,326	30,528	26,437	20,594
刑法犯少年全体に占める初発型非行の割合(%)	73.8	74.3	74.1	73.3	72.6	71.0

※ 街頭犯罪と初発型非行の検挙人員の減少数(オートバイ盗と自転車盗の重複を除く)が、刑法犯少年検挙人員の減少数の90.0%を占めている。

(4) 刑法犯少年の再犯者数は5年連続で減少

刑法犯少年の再犯者数は2万8,404人(前年比9.0%減)と減少。
再犯者の人口比は3.9(同0.3減)で、成人(1.08)の3.6倍。

年次	11年	16年	17年	18年	19年	20年
再犯者数(人)	35,213	37,866	35,510	33,842	31,230	28,404
人口比	3.9	4.7	4.6	4.4	4.2	3.9

(5) 触法少年(刑法)は減少

補導人員総数は1万7,568人(前年比1.9%減)と減少。

年次	11年	16年	17年	18年	19年	20年
総数(人)	22,503	20,191	20,519	18,787	17,904	17,568
凶悪犯	173	219	202	225	171	110
粗暴犯	1,507	1,301	1,624	1,467	1,425	1,347
窃盗犯	16,968	13,710	13,336	11,945	11,193	11,356
知能犯	21	46	57	63	55	65

(6) 大麻・麻薬事犯は増加

大麻取締法違反の送致人員は227人(前年比26.8%増)、麻薬及び向精神薬取締法違反の送致人員は31人(同3.3%増)と増加。

覚せい剤取締法違反、毒物及び劇物取締法違反、あへん法違反の送致人員は減少。

年次	11年	16年	17年	18年	19年	20年
覚取法(人)	996	388	427	289	305	249
大麻法(人)	115	221	174	187	179	227
麻向法(人)	16	80	64	36	30	31
うちMDMA等	1	67	63	31	24	25
毒劇法(人)	5,279	2,581	1,616	981	791	565
うちシンナー等	4,184	2,205	1,368	841	652	476
あへん法(人)	0	0	0	0	1	0

(7) 不良行為少年の補導人員は減少

警察が補導した不良行為少年は136万1,769人(前年比12.2%減)と減少。喫煙と深夜はいかいでほぼ9割。

年次	11年	16年	17年	18年	19年	20年
総数(人)	1,008,362	1,419,085	1,367,351	1,427,928	1,551,726	1,361,769
深夜はいかい	328,248	669,214	671,175	719,732	795,430	732,838
喫煙	492,372	575,749	545,601	557,079	602,763	497,658

2 少年の犯罪被害

(1) 少年が主たる被害者となった刑法犯認知件数は減少

少年が主たる被害者となった刑法犯認知件数は28万9,035件(前年比5.1%減)と減少。

13歳未満の少年の凶悪犯、暴力的性犯罪被害は増加。

年次	11年	16年	17年	18年	19年	20年
刑法犯少年被害総数(件)	313,985	356,426	326,042	309,104	304,685	289,035
凶悪犯	1,600	1,935	1,668	1,462	1,345	1,231
粗暴犯	17,274	20,488	18,039	16,784	15,775	14,443
窃盗犯	278,396	302,233	275,732	261,718	260,560	250,179
13歳未満被害総数(件)	31,835	37,054	34,459	32,957	34,458	33,328
凶悪犯	170	196	194	186	171	195
粗暴犯	1,171	2,341	2,088	1,900	1,719	1,566
暴力的性犯罪	1,527	1,796	1,484	1,114	1,012	1,036
窃盗犯	28,347	31,314	29,327	28,478	30,350	29,394

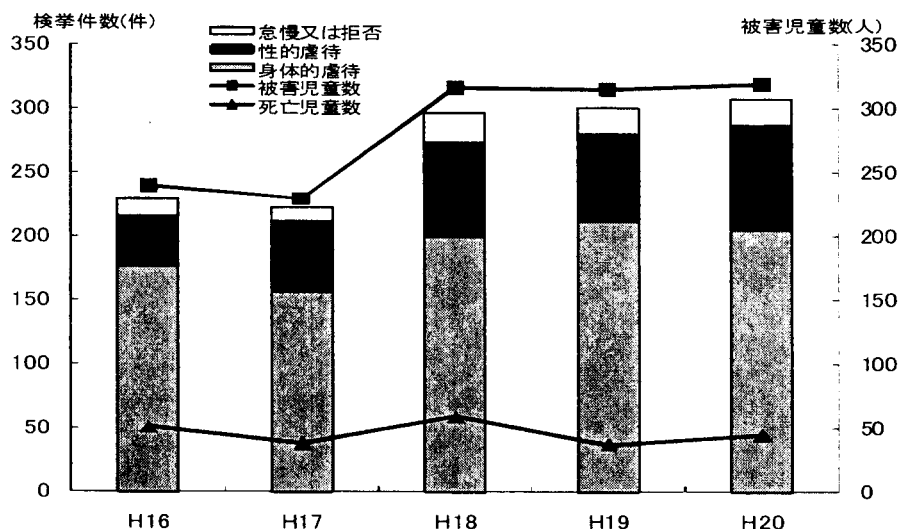
注) 暴力的性犯罪とは、強姦、強制わいせつ、強盗強姦及びわいせつ目的略取誘拐をいう。

(2) 児童虐待事件は高水準で推移

児童虐待事件の検挙件数は307件(前年比2.3%増)、検挙人員は319人(同1.2%減)、被害児童数は319人(同1.3%増)と高水準で推移。

死亡児童数は45人(同21.6%増)と増加。

児童虐待の態様別検挙件数・被害児童数(平成16年～平成20年)



(3) 児童ポルノ事件は増加

- 児童買春事件の送致件数は1,056件(前年比21.6%減)、被害児童数は846人(同26.0%減)と減少。
- 児童ポルノ事件の送致件数は676件(同19.2%増)、被害児童数は338人(同22.9%増)と増加。

区分	送致件数(件)			送致人員(人)			被害児童数(人)		
	計	児童買春	児童ポルノ	計	児童買春	児童ポルノ	計	児童買春	児童ポルノ
20年	1,732	1,056	676	1,272	860	412	1,184	846	338
19年	1,914	1,347	567	1,361	984	377	1,419	1,144	275
18年	2,229	1,613	616	1,490	1,140	350	1,578	1,325	253
17年	2,049	1,579	470	1,336	1,024	312	1,750	1,504	246
16年	1,845	1,668	177	1,232	1,095	137	1,678	1,596	82

3 今後の対応

引き続き、学校等の関係機関・団体・ボランティアと連携、協働し、街頭補導活動、非行防止教室、薬物乱用防止教室等の実施による少年の規範意識の向上、継続補導等による立直り支援等の施策を総合的に推進して少年非行を防止するとともに、子どもを児童虐待・児童ポルノ等の犯罪被害から守る取組みを推進する。

9. 文部科学省における児童虐待への 対応について

文部科学省における児童虐待への対応について

1 児童虐待への適切な対応に係る学校教育関係者、社会教育関係者への周知等について

○「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の趣旨等の周知について

文部科学省では、児童虐待については、従前から、都道府県等を通じて、養護教諭をはじめとする学校教育関係者や社会教育関係者に対して児童相談所への通告義務等について周知してきたところである。また、平成19年6月に公布された児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律についても、各教育委員会など関係者に周知を図っている。

また、毎年11月の「児童虐待防止推進月間」の実施に当っては、厚生労働省とも連携し、都道府県教育委員会や国立大学法人、所管独立行政法人等に対する周知に努めている。

○学校等における児童虐待防止に向けた取組の推進について

平成18年5月にまとめられた、「学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究協力者会議」の報告などを踏まえ、平成18年6月5日に「学校等における児童虐待防止に向けた取組の推進について」の通知を発出し、「児童虐待の防止等に関する法律」等に基づき、児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応として、①学校の職職員は、職務上、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、その早期発見・対応に努める必要があること、②児童虐待の疑いがある場合は、確証がないときであっても、早期発見の観点から、児童相談所等の関係機関へ連絡、相談することについて周知を図った。

○児童委員等の活用による家庭教育支援施策の推進について

平成21年3月、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長との連名で、都道府県・指定都市・中核市に対して、

児童委員・主任児童委員の積極的な活用による、児童健全育成及び家庭教育支援施策の推進についての通知を発出した。

2 学校等における児童虐待防止対策について

○「学校等における児童虐待防止に向けた取組について」報告書

文部科学省では、各学校・教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の充実を図るため、学校等における児童虐待防止に関する現状調査と国内外の取組事例を調査研究し、平成18年5月に報告書を取りまとめ、全国の教育委員会及び学校に配布した。

○「養護教諭のための児童虐待対応の手引」について

養護教諭の児童虐待への対応の充実を図る一助とするため、学校における児童虐待への対応の重要性、児童虐待への学校及び養護教諭が果たす役割、児童虐待に関する基礎知識、児童虐待の早期発見・早期対応の方法などについて、学校現場で活用しやすいよう、図表や事例を交えながら具体的に記載した手引を平成20年1月に全国の教育委員会及び学校に配布した。

○教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」(CD-ROM)について

学校等における児童虐待防止のための取組の一層の充実を図るため、児童虐待防止法の趣旨を踏まえ、学校等における児童虐待の早期発見・通告、関係機関との連携、虐待を受けた子どもへの対応等について、教職員の意識啓発と対応スキルの向上を図ることを目的に作成した、教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」CD-ROM版を平成21年5月に各都道府県・指定都市教育委員会を介して、市町村教育委員会に配布した。

3 主な施策について

平成21年度予算額(平成20年度予算額)

〈家庭・地域社会における取組〉

訪問型家庭教育相談体制充実事業

354百万円 (1,153百万円)

身近な地域における家庭教育支援を推進するため、地域の子育て経験者や専門家の連携による「訪問型家庭教育支援チーム」を設置し、家庭や企業を訪問して情報や学習機会の提供、相談対応を行う。

家庭教育支援基盤形成事業

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金14,261百万円の内数 (新規)

身近な地域における家庭教育支援を広く実施するため、「家庭教育支援チーム」の定着を図るとともに、持続可能な支援を行うための地域人材を養成し、多くの親が集まる様々な機会を活用して学習機会を提供する。

家庭教育手帳の作成

25百万円 (65百万円)

家庭の教育力の低下が指摘される中、乳幼児や小学生等を持つ各家庭への情報提供や家庭教育に関する学習機会等での活用を促すため、家庭教育に関するヒント集(家庭教育手帳)を作成する。

子どもの生活習慣づくり支援事業

219百万円 (新規)

「子どもの生活リズム向上プロジェクト」における成果をもとに、子どもの基本的な生活習慣の定着に向けた方策及び効果を活用し、全国的な普及啓発を図る。

人権教育推進のための調査研究事業

158百万円 (160百万円)

人権尊重社会の実現に向け、社会教育における人権教育を一層推進するため、人権に関する学習機会の充実方策等についての実践的な調査研究を行うとともに、その成果の普及を図る。

放課後子ども教室推進事業(放課後子どもプラン)

(委託事業分) 127百万円、(補助事業分) 14,261百万円の内数 (7,765百万円)

すべての子どもを対象とし、放課後や週末等に、小学校の余裕教室等を活用し、子どもの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動や地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を支援する。

〈学校における取組〉

豊かな体験活動推進事業

1,079百万円（1,012百万円）

児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、他校のモデルとなる体験活動を実施し、その成果を全国に普及させることにより、小・中・高等学校等における豊かな体験活動を推進する。

特に自然の中での長期宿泊活動や社会奉仕体験をはじめとした様々な体験活動等を通じて児童生徒の生活や学習における意欲や集団の一員としての態度など社会人としての基礎的な資質の養成・強化を図る。

スクールカウンセラー等の配置

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金14,261百万円の内数（3,365百万円）

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーや児童が気軽に相談できる相談相手として「子どもと親の相談員」等を配置するとともに24時間体制の電話相談を実施し、教育相談体制の整備を支援する。

スクールソーシャルワーカー活用事業

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金14,261百万円の内数（1,538百万円）

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて、支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備を支援する。

問題を抱える子ども等の自立支援事業

853百万円（855百万円）

児童虐待、いじめ、不登校、暴力行為、高校中退といったそれぞれの課題について、未然防止、早期発見・早期対応など、児童生徒の支援を行うための効果的な取組について調査研究を行う。